

政策資料

No.307 《復刊202号》
1992年4月1日

巻頭言 新盛辰雄 1

〈特 集〉

I 「共和」「佐川」問題について

- 共和疑惑追及の成果と今後の展望 2
- 佐川スキャンダルの概要と問題点 5

付属資料

- ※共和関係事実経過一覧表ほか 7
- 政治腐敗防止のための緊急提言

(第一次案) 18

II 1992年度政府予算案について

- 1992年度政府予算案組替え要求大綱
(日本社会党) 21
- 平成4年度予算案に対する修正共同
要求(野党四党共同) 27
- 平成4年度予算案に対する修正共同
要求についての回答(自由民主党) 30

〈資 料〉

- パート労働法関係 31
- シャドーキャビネット関係
(環境科学・農水・自治・経済・
安全保障) 46
- 自民党「小沢調査会」答申に対する
コメント 56
- 談話(環境部会) 57
- 寒冷地福祉手当支給事業促進法案
要綱 57

昨年、会計監査院は、政府開発援助(ODA)の平成二年度決算報告で、援助の効果が發揮できず、むしろ無駄遣いと思われる事業を指摘している。タンザニアでの公衆衛生整備事業は「ごみ収集は進まず」、ネパールでは上水道整備事業が「時間給水のみ」、インドネシアの山岳林収穫技術協力事業

が完成しても、補償問題でこじれ、水門は閉じられ使用されず、同じく、コト・パンジヤン・ダム建設では考古学的、歴史的に価値のある寺院や地域が水没。一一四メガワットの発電需要もない無駄な大型ダム建設に疑問がうず巻き、フィリピンのルソン島中部の「カララバルソン・プロジェクト」二号

が完成しても、補償問題でこじれ、もなるところに問題がある。湾岸戦争で問題になつた日本のイラクへのODAが武器購入に使われたことの反省として、昨年海部首相が表明したODA四原則は、援助相手国の①軍事費の支出度②核兵器など大量破壊兵器の製造・開発動向③武器輸出入の動向④民ラバーラソン・プロジェクト」二号主化の度合を総合的に判断し、

もなるところに問題がある。中の日本部会が、ODA計画の、外務、大蔵、通産、経企庁のこれまでの四省庁の独占を批判し、閉鎖性の改善と、公平性の確保について指摘したが全く同感である。一兆七千億円のODA予算に、国民の五七パーセントが増額反対なのは、援助が相手国に役立つていいのかどうか、という不安があるからだ。密室の中で、行政、業者、与党政治家が決定してゆくODAに、援助理念がなく「顔」がない援助だと皮肉られることになる。いまこそ、DACグループ一八カ国中、米・英・スイス・デンマーク・オーストラリアの「援助基本法」にならって、援助国世界トップクラスの日本が、国会でODAに深く関与できるように「ODA基本法」を制定することである。

いま、わが党でもこの法案づくりで、眞の受益者は誰なのか、途上国住民の生活、人道的救援、借款優先から無償、贈与率を高め、

公平で、透明性の高い援助方式など、様々な疑問に応えるべく、準備が進んでいる。

言頭巻



受益者は誰か

—ODA基本法の制定を—

新盛辰雄

政策審議会副会長

プロジェクトでは「パルプ工事断念」、インドの揚水発電所建設事業では「発電機がお蔵入り」、タ

機の差止めなど、国民に知らされていない。

イの送水建設事業関連では「送水一六パーセントどまり」だというのだ。

このほかにも、インドのサルマダ・ダム建設で原住民が反対し、残余の融資を凍結したり、インド

ネシアのグドゥン・オンボ・ダム

を得る法律がないから、どうにで

援助を差し控えることもあるとしたのであるが。

この原則が摘要されたのは、ハ

イチの軍部クーデターの際、援助凍結したのみで、東チモールでのインドネシア軍による住民の虐殺の国会で、どこにどう援助してゆ

りで、眞の受益者は誰なのか、途

上国住民の生活、人道的救援、借

款優先から無償、贈与率を高め、

公平で、透明性の高い援助方式な

ど、様々な疑問に応えるべく、準

備が進んでいる。

この際、第三次行革審の「世界

(衆議院議員・しんもりたつお)

特集

I 「共和」「佐川」問題について

日本社
会
党
共和・佐川問題等政治腐敗調査特別委員会事務局

一九九二・三月

二、共和疑惑の特徴

それでは、そもそも共和疑惑とは何であろうか？このことについては、以下の「四つの特徴」を指摘することができる。

それは、第一に、（佐川急便疑惑のよう

ものは別格として）大規模な贈収賄・裏献金

疑惑ということである。周知の通り、（他人へ渡す仲介の分も含め）阿部代議士には五億

三〇〇〇万円を超える金が共和から渡された

と見られ、また、故・本村和喜参議院議員に

腐敗体質とその構造を解明するため、全力を

上げて取り組んできた。衆参両院の本会議や

予算委員会（塩崎氏への証人尋問や鈴木元首

相への参考人聴取を含む）等において、わが

党が様々な手法で入手した資料等を駆使しな

がら質問戦を展開してきた。

九〇〇〇万円について検察当局から賄賂と認

共和疑惑追及の成果と今後の展望

一、めまぐるしく展開した共和疑惑

昨年暮れに本格化した共和疑惑は、本年に至り、阿部文男代議士（元北海道開発庁長官）の逮捕、国会での集中的な審議、塩崎潤代議士（元総務庁長官）への証人尋問、鈴木善幸元首相への参考人聴取とめまぐるしい展開をみせた。この間、わが党は、ロッキード以来、

定された。また、鈴木元首相は宮沢派のかつての会長であり、共和の関連会社である共和麹町俱楽部の名誉理事長に就任する報酬として一億一〇〇〇万円を受け取ったとされる。さらに、塩崎氏も同派の大幹部であって、共和に便宜をはかるための丸紅や佐世保重工業への口利きの報酬として、共和から二〇〇〇万円を受け取り、松山の共和の土地を廉価で買い取ったとされる。

第三に、詐欺等の一般犯罪への加担の可能性のある、極めてゆゆしき事件であるということである。特に、塩崎氏の丸紅への「口利き」の後、共和プラス丸紅鉄鋼部による架空取引が本格化し、飯田産業を倒産に追い込んだ架空取引もその時期に行われていることを考えれば、事態は極めて重大と言わざるを得ない。また、当時、和議から破産に移行する途上にあった共和の土地（松山市三番町）を塩崎氏の関連企業（今日社）が買い取った件も、本来なら共和の債権者への公平・平等な配当のための元手になるべき不動産を、今日社が（一年二ヵ月前の共和の購入価格と同じ水準という）廉価で買い取ってしまったという重大事件である。さらに、阿部氏が鈴木元首相に渡す名目で共和から受け取った一億円を着服してしまった疑いも濃厚になっている。

第四に、以上のような事実があるにもかかわらず、検察当局・法務省がはやばやと捜査終了を宣言してしまったことである。阿部氏や森口氏（共和の元副社長）への証人喚問要求に対しても、「司法の独立」云々と言ひながらその阻止に動いた法務・検察が、肝心の妙な動きを見せており、われわれは、法務大臣の検察に対する指揮権発動のプロセスを示した「処分請訓規定」の公開などを、さらに追及していく必要はない。

三、山花書記長の追及による成果

以上のような観点により、わが党は以下の取組みを行った。

衆議院予算委員会で冒頭に質問に立った山花書記長は、まず、阿部氏の起訴等について質問した。これに対し、法務省の濱・刑事局長は「検査中であり答弁出来ない」との答弁（というより発言?）に終始した。特に、その後に検査終了宣言が行われたことと合わせて考えると、国会における事件解明に極めて非協力的であると言わざるを得ない。

続いて山花書記長は、松山の土地に関する疑惑を追及した。この問題の概要は次のようにある。

塩崎氏は一九八九年一二月に、共和の便宜をはかるため、佐世保重工業に働き掛けた。共和は、九〇年二月一六日に佐世保重工業の坪内氏から松山市三番町の土地を二億六二四

当選回数二回分、後輩に当たり、官僚出身の自分とは本来、肌の合わないはずの阿部氏への首相の異常なまでの気配りからは、當時、逮捕勾留中の阿部氏の心証を害しないよう

しようという意図さえ感じられる。そして、その気配りは、逮捕勾留中の阿部氏が宮沢首相自身に不利な供述をしないようにとの気配りとも思えなくもない。

次に、書記長は、法務省に検査の進捗状況や中間報告の国会への提出の予定について質問した。これに対し、法務省の濱・刑事局長は「検査中であり答弁出来ない」との答弁（というより発言?）に終始した。特に、その後に検査終了宣言が行われたことと合わせて考えると、国会における事件解明に極めて非協力的であると言わざるを得ない。

ついで書記長が、阿部氏に辞任を勧告する意思があるかどうかを首相に尋ねたのに対し、首相は、「逮捕、起訴が行われたわけだが、最終的に事が決定したわけではない」

〇万円で購入した。その後、協和銀行新宿西

口支店がその土地に対して極度額を八億五〇

〇〇万円とする根抵当権を設定。続いて、同

年一〇月一日に協和銀行新宿西口支店が共和

に二〇億円を融資、同年一一月一五日、さら

に八億五〇〇〇万円を融資。その後、同年一

月二六日に共和が和議を申請し、松山市三

番町の土地も保全処分に。しかし、共和は九

一年五月に和議の申請を取り下げ、それに伴

い保全処分は解除。それから破産に移行する

までの隙間を突く形で今日社が松山市三番町

の土地を購入。価格は一年三ヶ月前に共和が

購入したのと同額の二億六二四〇万円。その

際、大蔵省による国税債権保全のための差押

えも解除された。

山花書記長は、「この差押え解除の理由は何か。二億六〇〇〇万円の土地に八億五〇〇〇万円の融資とはどういうことか」と大蔵省にただしたが、蔵相は「事実関係を承知していない」と答えるに止まった。

最後に、山花書記長は、法務大臣の検察に対する指揮権発動のプロセスを明示した「処分請訓規定」の公開を要求したが、田原法務大臣と刑事局長はこれを拒否した。
以上、見た通り、山花書記長の質問により、
①宮沢総理と阿部氏の密接な関係、②法務・検察の国勢調査への非協力ぶり、③大蔵当局の姿勢も含めた疑惑——などが明らかになつた。

た。

四、他の質疑による成果

以上のような積み上げの上に立ち、わが党は、塩崎氏への証人尋問と鈴木参考人への質問に臨んだ。

この山花書記長の質問を受け、以後、わが党所属議員が厳しい追及を行い、いくつかの重要な点も明らかにできた。例えば、①福岡県嘉穂郡稻築町に共和が工場を建設する際、短期間に内にその用地の農業振興地域指定が解除され、また、建設省の土地が大蔵省へ、そして共和へと一日の内に売却され、かつ、担保についてあいまいにしたまま地域振興整備公団から八億円の融資が共和に対し行われた、②宮沢総理は宮沢派に対し年間一億円の寄付をしており、「格」に応じた額の献金を派閥に対してもしなくてはならない仕組になつてはいる、③共和との関係がある一一名の議員の内、九人が宮沢派である、④松山市三番町の共和の土地の抵当権は、今日社が協和銀行から借り入れた金を共和にわたし、その金をもとにして共和が協和銀行に債務を返済することにより解除された、⑤前項の松山の土地への大蔵省の差押えは、国税の滞納が完全に解消されない内に解除された——ことなどが判明した。

五、証人尋問等の成果と今後の展望

この証人尋問と参考人聴取により、以下の点が明らかになった。①塩崎氏への二〇〇〇万円は、阿部氏を通してではなく共和から直接渡された、②塩崎氏の丸紅への「口利き」は架空取引の継続に加担する効果を持つものであった（塩崎氏は「口利き」の後でそれがわかつたと主張したが）、③塩崎氏は、一年半以上にわたって①の二〇〇〇万円についての申告を行わなかつたが、「二〇〇〇万円の性格付けに迷つたため」という弁解は、同氏が大ベテラン議員であるだけに全く信用できない、④塩崎氏は、共和が和議を申請した時点で松山の共和の土地の買収を申し出た（元大蔵官僚の塩崎氏が、倒産企業の土地に手を付けることの意味「他の債権者への加害行為」を知らないはずはない、⑤塩崎氏は共和から土地を買う際、協和銀行から一億八〇〇〇万円の無担保融資を受けた、⑥鈴木元首相は阿部代議士より一〇〇〇万円を受け取ったことを認めたが、それを「善意の保管」であると珍語の弁解をして居直った（鈴木氏はそれを後で阿部氏に返したと主張）、⑦阿部氏が「鈴木元首相にわたす」と言って共和から取得したとされる一億円について、鈴木氏は「もらつていらない」と強固に主張している、

⑧共和麹町俱楽部のゴルフコース建設に宮沢派に近い業者が参加できるよう、鈴木氏が口利きした形跡がある——等々である。

いずれにせよ、共和疑惑については解明、確認されるべき点が多く、阿部氏本人や森口氏などの証人喚問の実施が必要である。

今次通常国会においては、疑獄事件の再発

一九九一・三月

佐川スキヤンダルの

概要と問題点

を契機とした腐敗防止のための制度改正に関する論議の展開も必要不可欠であるが、当該制度改正を真に実効あるものとするためには、ひとつひとつの疑獄事件の構造を徹底解明し、その教訓を制度改正に組み込んでいかなくてはならない。わが党はそのために全力を上げていく。

竹入 義勝	一億円
春日 一幸	一億円
西村 英一	一億円
愛知 摥一	一億円
塙本 三郎	二億円

東京佐川の前社長である渡辺広康氏の「メモ」とされるこの資料が、どれほど確かなものであるかはまだ分からぬ。これから解明が待たれるところであるが、いずれにせよ自民党的總理経験者や幹部や派閥の領袖等には巨額な「佐川マネー」が流れたことは間違いないさそうである。

どのようにして急成長したか

一九六五年に設立された佐川急便は、驚くべき急成長を遂げ、たちまち運送業界第二位にのしあがつた。

一九九一年三月期では、グループ売り上げが八一四六億円、営業利益九七八億円、経常利益八五三億円である。トップの日通が売り上げ一兆一九五四億円、経常利益三七四億円であるから、佐川の収益力は極めて高い。それは無数の労働者を犠牲にする大変な労働条件によるものであるが。

「佐川急便が全国展開をする過程は、各地で地元の中小運輸業者を、財力にモノをい

政界への「宅配」

渡辺美智雄	一六億円
加藤 紘一	一二億円
三塚 博	一一億円
小沢 一郎	一〇億円
(他、猪木都知事降ろし用)	一五億円)
渡辺 真一	八億円
宮沢 喜一	八億円
石井 一	五億円
藤尾 正行	四億円
(石井・龜井・平沼グループ)	
中曾根康弘	四三億円
福田 起夫	二三億円
竹下 登	一八億円
二階堂 進	一六億円
長谷川 峻	一億円

わせて、乗つ取つていく歴史である。『運輸事業は完全な免許事業。それも各都道府県を単位としたもの。この免許は申請から取得まで最短でも一～二年はかかる。まったくゼロからスタートするより、すでに免許を保有している会社を買収するほうが、はるかに早い』

（大手陸運会社）。

佐川急便は、こうしたブロック会社（内部では主管店と呼ぶ）の過半数の株式を握ることで、経営権を確保する。主管店は実力主義を徹底した独自の経営を行なながら、佐川急便にたいして、ロイヤリティを支払う。『そのロイヤリティーが極めて高い。通常は売上の5%強だが、佐川清会長の意向次第でどうにでもなる』（佐川グループOB）といわれる』（週刊東洋経済一月一八日）。このようにして地方の運輸業者を急速に吸収してきたのである。

「佐川は日の出の勢いで勢力を伸ばした。

七六年から八三年にかけて、営業所の数は六〇から一五〇に急成長した。その陰に政治家の力があったのは間違いないません』、

「トラックターミナルをつくる地元の役場に一億円をポンと寄付した。佐川はあちこちに金をばらまくことで伸びてきた」（朝日新聞三月九日）、というのはグループ企業の二人の元社長の話である。

「運送業は許認可事業だから運輸省にいら

みをきかせる必要があつた。次に、過重労働が摘発されても罰則はほどほどにという狙い

もあつた。次々起つたトラブル処理のために、バックに政治家や暴力団の影をちらつかせることが大きな力となつた』（同上）、と政界工作の必要性を強調するのも、グループ企業の元社長である。

暴力団への「宅配」

こうして「日の出の勢いで勢力を伸ばす」ために、とくに与党の有力者には驚くべき巨額の金が供与されたのである。

しかし今日の「収賄罪」が成立するための

「職務権限」には大きな問題がある。野党の議員はいかに影響力が小さくとも、関係する質問をすれば「職務権限」による「収賄罪」に問われる。ところが国会質問など少しもしなくとも、官公庁に絶大な「職務権限」を持つはるの総理大臣や与党の派閥の領袖等々は、原則として「職務権限」がないものとされ、この場合の運輸大臣のように直接関係する大臣以外は罪を免れてしまうのが普通である。

ここでも何億円、何十億円をも供与されたといわれている前記のような大物政治家は、ほとんどが收賄罪に問われることはなさそうである。相変わらず「悪い奴ほどよく眠る」といふことができる制度を、抜本的に改めなくては

ならない。

暴力団への「宅配」

広域暴力団稻川会系企業に「宅配」された「佐川マネー」は一千億円を超えるものと見られる。稻川会の「企業舎弟」ともいわれる東京佐川急便の「債務保証」で、巨額な資金が流れているのである。

稻川会系企業の中で「佐川マネー」の受け皿になつてたのは、北東開発、ユートピア修善寺、北祥産業、キタイチ等であり、この前二社は東京佐川急便前常務の早乙女氏が代表取締役を務めていた。

一部は不動産売買に使われ、一部はアメリカのゴルフ場用地の買収にも使われている。適当な額が故石井進・前稻川会会長ら幹部に渡り、東急電鉄の株の買占めにも使われている。

佐川急便（京都）からは、別な暴力団の会津小鉄に「用心棒代」として毎月一千万円が支払われていた。

バブル財テクへの「宅配」

東京佐川急便の渡辺前社長と早乙女前常務は、株の売買による財テクに「佐川マネー」を注ぎ込んだ。市原觀光開発やリバスター音

産やシーアンドシーなどといった、早乙女前常務が関係したダミー会社を使って。あるいは松沢泰生代表の平和堂グループとタイアップして。

しかしバブル経済の崩壊の中で、巨額な損失を出し、さらにその穴埋めのためにダミー会社等への債務保証額がますます増加するところとなった。

極度に腐りきった自民党政治

以上が四九〇〇億円に達する汚れた「佐川マネー」の「宅配」の実態である。政治家への「宅配」は一〇〇〇億円に達するのではないかともいわれている。ごく一部ながら、わが党にも流れ込んだことは極めて残念なことであり、心して、けじめをつけなくてはならないことであるが、しかしほんどう（九九パーセント以上？）が、いうまでもなく自民党議員への流れである。

ロッキード、リクルート、証券・金融、共和、佐川……と、息つぐまもなく次々と大き

なスキャンダルが表面化している。しかもその規模はいよいよ大きくなっている。自民党支配の政治では自浄能力がまったくないばかりか、ますます腐朽化するしかないことを示している。

共和・佐川のスキャンダルの真相を徹底的に充明し、金権腐敗政治の実態を国民の前に全面的に明らかにするとともに、腐敗防止のための根本的な制度改革が必要不可欠になっているのである。

付属資料

阿部氏の起訴について

（一九九一年一月一日 談話）

阿部氏の起訴は疑惑の解明の始まりであつて、これで終わりとしてしまってはならない。

わが党は事件の全容を徹底解明するために、国民の協力もえて、この三日に始まる予算委員会での追及を起点として、全力を挙げて取

り組みたい。

日本社会党・護憲共同
委員長 高 沢 寅 男
共和・佐川等政治腐敗調査特別委員会

阿部元国務大臣が本日、起訴されたのは当然のことである。これほどの事件を引き起こ

共和関係事実経過一覧表

八八（六三）年三月～一二月 森口一億八〇三一万円引出し（仮払金あるいは貸付金一下同じ）
一二月 ホワイトドーム推進会議発足（外周直径一九〇m、延べ床面積四五〇〇m²、収容人員三万人、建築費
固定屋根方式で、二三〇〇億円）

八九(元) 年

森口 三六三六万円引き出し

一月

森口二億三六三三万円引き出し

二月

九州農政局開発許可——本村議員（九一年に死亡）に数千億円——合計で三億か五億か？（渡ったのは六億数千万円だが地元対策費含む）

二・七

赤坂料理屋、阿部は松浦勝利共和社長らと初顔合わせ——知人の不動産屋の紹介（リクルート塚本辞任）

二・一三

阿部と森口議員会館で会う（？）

二・二七

都内高級料亭で阿部、森口初顔合わせの場（自分の時計をねだる）、塩崎も同席——その後も数回同席

三月

森口 七二〇万円引き出し

三・二七

地域振興整備公団と共和の金銭消費貸借契約（八億円、利息四・八五%）連帯保証人、松浦勝利・森口

三・二八

公団約七万三五五五^百抵当権設定登記（効率鑑定評価書によると計三四筆、^百当一万五〇〇円、六億六

九〇〇万円の八〇%五億三五二〇万円、但し八億三五三四万円余の鑑定もある）

○三・三一 公団が共和に五億六四〇〇万円交付

○四月

森口 四〇〇六万円引き出し

五月

森口 五一三三万円引き出し
共和札幌支店 北海道上磯町の寿楽園（藤村ゆかりの日本庭園）開発（客室百数十室のホテル、ゴルフ

六月

塩崎、総工費一一〇〇一四〇億円
森口 二〇一九万円引き出し

五月

森口→阿部に丸紅取引継続の相談
塩崎→丸紅本社で春名和雄会長に継続要請

六・一二

阿部→森口に一億円（塩崎への謝礼、自分への仲介料）要求、五千万円で合意

六月

森口 六四九〇万円

七月

森口が赤坂の高級料亭で阿部ら宮沢派二人（原田、塩崎）、他派閥（河本派）一人（山下）を接待、
阿部「大臣になるには（首相経験者ら三人に）中曾根、鈴木、宮沢」一人につき三千万円づつ配らなければならぬ

八月

七・一〇前後 森口の指示で共和の取締役→議員会館の塩崎事務所へ二千万円持参—森口→阿部に三千万円
阿部、宮沢への運動資金として一千万円受領

森口 八四一七万円引き出し

八月 八頃 塩崎、野村ファイナンスより共和に八〇億円融資させ、リベートもらう

八・一〇 阿部、北海道開発庁長官就任

八・一二 公団と共和、抵当権追加設定契約

八・中（下？）旬 「まん賀ん」阿部入閣祝いで一〇〇〇万円（賄賂）、代議士四人（阿部、山下、塩崎、原田）に

お車代（各一〇〇万円）

九月 森口 八四〇〇万円引き出し

一〇月 森口 二億四九四五万円引き出し

共和、寿楽園取得

一〇・五

一〇・六 五〇〇万円を阿部に渡す（まん賀ん）

阿部にホワイトドーム関係の情報提供要請、九〇年一月にかけて計六〇〇〇万円（賄賂）渡す—名目は

阿部事務所の借金返済

森口 七二八九万円引き出し

一一月 一上旬 五〇〇万円を阿部に渡す（共和本社—渋谷区）

一一月中旬 二〇〇〇万円を阿部に渡す（第一議員会館入口付近）

一一・一二「公団、抵当権登記四千坪（ため池や里道であった国有地）—総七万五五五坪（破産申立書添付別除権一覧表による）ニユ一九州工場、評価額一億三三〇〇万円）

一一・末 阿部に鈴木元首相への一〇〇〇万円託す—都内高級料亭「川崎」で森口ら元首相の主治医を通じて

阿部→元首相に手渡す—名刺代わり（共和関係者証言、八九・一一・九〇・三鈴木元首相への献金計一億六千万円を阿部に渡す）

一二月 六一四二万円

一二・中旬 阿部と共和札幌支店幹部→札幌商工会議所幹部と会ってホワイトドーム構想について依頼（三末にも）

一二・中旬 五〇〇万円を阿部に渡す（共和本社）

一二・一四 銀座料亭「金田中」で森口、佐藤行雄第一不動産社長、元首相、阿部、塩崎元長官、原田昇左右元建設相ら宮沢派代議士の共和主催宴席—名誉理事長とゴルフ場発起人総代及び「ホワイトドームに大手不動産会社を参入させ、関連事業を共和に受注させてほしい」の要請

一二・末 塩崎、共和の企業買収のため佐世保重工業に働きかける（三和鉄構への債権を減額させ、共和が支払い、佐世保が差し押さえ（専務板垣）ていた三和鉄構物件を共和に引き渡す）

九〇(二)

年

森口 八七四六万円引き出し

一月
一旬

一五〇〇万円を阿部に渡す（共和札幌営業所函館分室）

一一一

赤坂「川崎」で阿部、原田、森口、佐藤の第一不動産主催の宴席
総選舉で宏池会が資金を必要としているとして五千万円受領

一一一

原田、函館市の共和行事に生花を贈る

二月
二旬

田原法相に共和が飯田産業を通じて一〇〇万円の陣中見舞い
森口二億〇〇八七万円引き出し

二月
二旬

阿部七選—総費用は法定選舉費用の七倍近い一億六〇〇〇万円

二・六

松山市三番町四一五ー六、一五七・七四^坪内から共和へ二億六・一四〇万円で売買（二・一六登記）

二・八

選舉後、鈴木元首相共和の宴席に出席

二・一五

八億五千万円融資（内一億三三〇〇万円交付、六億一八〇〇万円預金拘束）—協和銀行の説明

二・一六

協和銀行、根抵当権設定（極度額八億五千円）同日登記（松山市三番町四一五ー六、一五七^坪と木造瓦葺平屋建居宅四八・七六^坪、三・三〇取毀）

二月下旬

永田町料亭、塩崎、原田、阿部、各一〇〇万円当選祝い金

二・二八

阿部長官退任
塩崎給務庁長官就任

二・二八

赤坂高級料亭、長官退任慰労会—開発庁政務事務次官、課長クラス以上、北海道・東北開発公庫、沖縄振興開発金融公庫の幹部ら三十数名—途中から山本陽子、開発公庫の幹部に森口を引き合わせ

三月
三・一六

森口 五四一九万円引き出し
北海道木古内町議会、リゾート開発（一〇〇万^坪以上の敷地にゴルフ場、リゾートホテル、スポーツ施設、総事業費三五〇億円）をめぐる共和との第三セクター設立の準備委員会設置に合意

三月
三・一九

阿部側、計一億四四〇〇万円の事務的経費など請求

三月
三・一九

茨城県緒川ゴルフコース設計承認（開発許可）

三月
三・一九

赤坂「川崎」で阿部、塩崎を森口らが接待

三月
三・一九

工場建設

三月
三・一九

阿部、宮沢派への資金提供要求—直後阿部、五千万円受領

三月
三・一九

公団が共和に一億三六〇〇万円交付（出来上がりの工場財団に抵当権設定の予定であったが、福岡シテ

イー銀行が保証書一六・三〇までの期限

三〇三

松山土地上の木造家屋取毀——(隣接今日社所有土地の駐車場といつしょに駐車場として使用)
阿部、宮沢派への一〇億円献金を要求——六月頃一億二千万円(四千万円)阿部受領

森口 五六一九万円引き出し

鈴木元首相引退

操業開始（九州工場）

四一六

阿部、原田、衛藤征士郎大分市の団地造成完成式に参列
福岡県稻築町新九州工場落成式などに鈴木元首相、東家

福岡県福留町新九州工場落成式などに鈴木元首相 東家国土府長官 麻生太郎外務委員長 阿部らも出席、鈴木へのお車代数百万円、このころ、医療・レジャー施設の名誉理事長就任報酬として阿部代議士に一億円託す（八九年一月から九〇年四月にかけて三回に分け鈴木元首相への献金として計一億六千円を渡した、との報道もある）鈴木元首相に名誉理事長就任の要請状—共和幹部（ナンバー3）が返事がないので元首相を訪ね、一億円受領を確認

ホワイトドーム推進会議が基本構想を公表

森口一億七四〇万円引き出し

五·九

会を後援する財界関係企業などでつくる末広会メンバー）と工事契約、九〇年七月着工、九三年春オーブン予定

工事着工の祝いと報告の会、赤坂高級料亭で、森口、元首相、阿部、受注土木建築会社の担当幹部、阿部、女優、共和幹部会食、ペア・ウォッチ要求—ホワイト・ゴーリド張りペア腕時計、計一〇〇万円を阿部に渡す

森口 四四四四万円引き出し

六・九 共和寿楽園開発の起工式、阿部出席

帝国データバンク調査報告書
「協和銀行新宿西口より長期借入 三億五千万円、固定預金五億円

共和と北海道夕張市、鉄骨加工工場の進出設置締結

九〇年春～秋頃 阿部、三人の事務職員の給料を共和に負担させる

新陽会（阿部の政治団体）から宮沢派へ一千万円献金、自治省届出済（会長代行斎藤）

七月 森口一億六一九九万円引き出し

七·九

八月

新九州工場に共和の九州リースサービス極度額一〇〇〇億円根抵当権設定登記（工場建物のみに）
森口一億一一二六万円引き出し

卷之三

共和が協和銀行より一〇億円借入（事業資金、利率一〇・四三七五%、期限一二・三二）

塩崎、都内大手メーカー役員に、共和麴町クラブの会員権（一〇一億円）を会社で買うよう要請

共和に対する協和銀行三三億五千万円の債務残高（和議関係書類）

森口 三三〇〇万円引き出し

共和と古木内町の間で第三セクター設立合意調印、共和木古内営業所開設式、阿部出席

共和が協和銀行より八億五千万円借入（松山ビルPJ資金、金利八・八九五五%、期限一二・一）

和議申請（公擔公課五億三千萬円余）
協和銀行優先債權二八億五千万円—和議申立書
午後六時上保全処分

弁済禁止の保全処分

共和の不動産について保全策

期限の利益喪失通知（公団）

橋井元一弁護士整理委員専任

和議の説明に塩崎議員会館事務所

新宿稅務署差押（一一一登記

大蔵省、松山の土地を差押（一一・一九登記）

内々に売買不許可

東京国税局差押
(新宿百人町、勝どき)

東京國説局差押（中）次頁三七三〇

東京日和月報(昭和三十三年)

公國が其の力と才覚で、この國を治め、國民を育むに貢献したのである。

公債 債権届出（貸金ハ億円 破産までの利

弁済を受けることができない債権額三億円余

認否表、弁済を受けることができない予定不足債権額——二億円余

阿部、事務総長就任

四月

七・一七

青森地裁、元三沢市長、森口らに有罪判決

四・二四

松山土地、新宿税務署差押抹消（四・三〇登記）

右同日

大蔵省、松山土地差押解除（四・二四）登記

四・三〇

新宿百人町、勝どき、戸次土地、東京国税局差押抹消（右同日登記、但し勝どきは四・二六）

五・九

共和取締役会（岡部、松浦、森口、川口、土倉出席）満場一致で和議（二年（乙）五号取り下げ、破産申立てを行う決定（破産申立書疎甲九号証取締役会議事録）

五・一〇

保全処分取消（五・一七登記）

五・一〇

和議取り下げ一同日法廷納期限の国税（加算税・延滞税）一〇八万五八〇〇円（九・一三交付要求）

塩崎、松山市内の共和敷地をファミリー企業（有）今日社が一億六二四〇万円で譲り受け（平四固定資産評価二八三五万円余）

五・一七

同 同日付 協和銀行根抵当権解除（五・二四登記）

共和の（有）今日社に対する未収金残高九一六万〇四五四円（破産申立書添付財産目録）

自己破産申請（租税公課一億七五九九万二五〇〇円、協和銀行二三億一六〇七万円—破産申立書）

五・一四

租税公課一億三六四七万円余（地方税二四件、東京国税局航空燃料税三七万五千円）、社会保険料四四

万六千円余—（破産申立書添付優先債権一覧表）

五・一七

破産宣告（負債二八〇〇億円）—自己破産

六・二一

協和銀行二〇億円余の債権届出（二〇億円につき一・一〇五・二六までの遅延損害金四六〇〇万円、八

億五千万円につき一・一〇五・一七までの遅延損害金三八三万円余）

地検特捜部、共和・丸紅の架空取引をめぐる詐欺事件を摘発、森口ら逮捕

七・二一

消費税還付、東京国税局より三億一七八一万円余（第一回集会破産管財人報告書）消費税以外の還付金

二八万二〇〇〇円（同上）

九・一一

第一回債権者集会（交付要求租税公課約一億五千万円）

一二・一一

破産管財人が阿部に内証（一億円受領して五千万円返済したと言っているが受け取っていない）

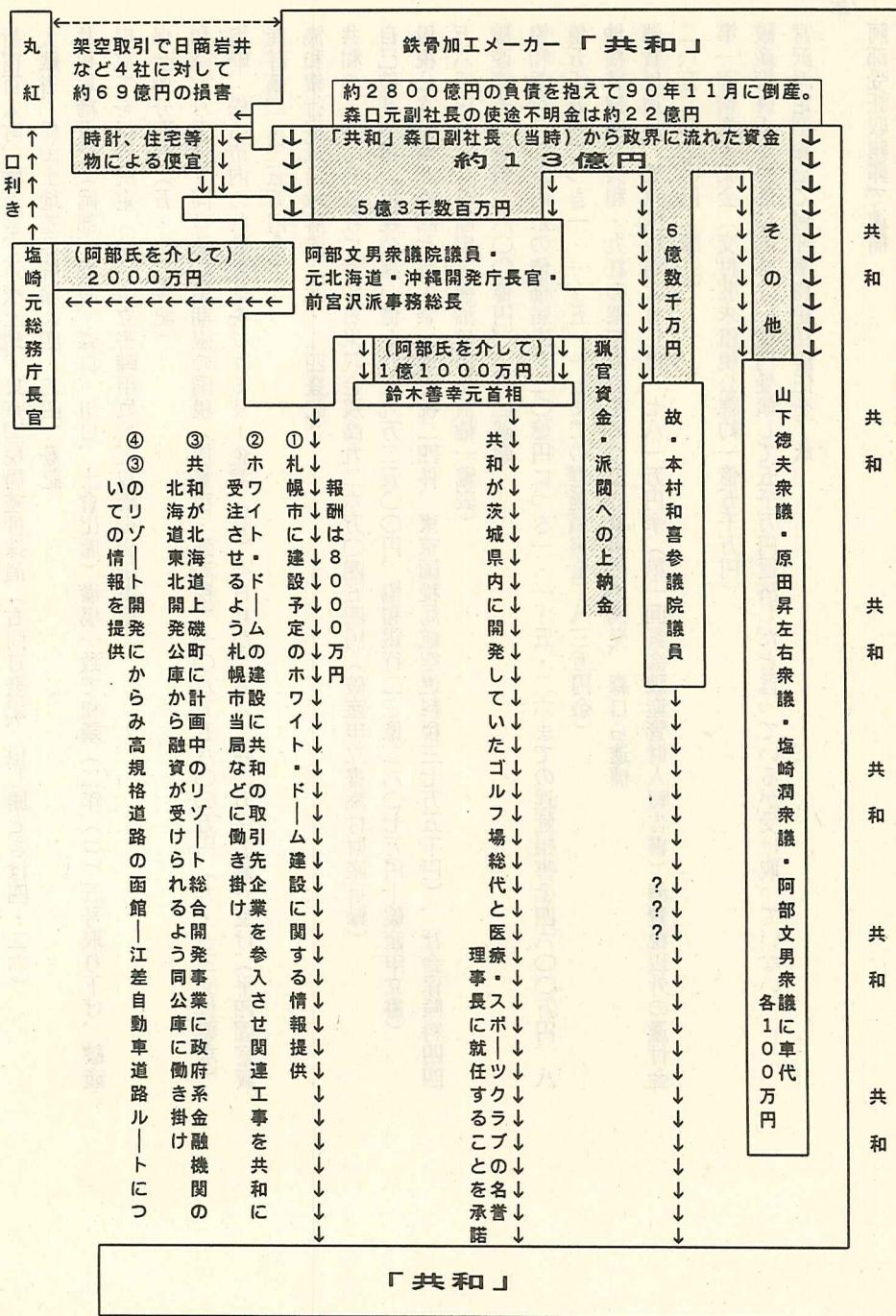
一二・一二

宮沢派定例総会で阿部事務総長辞任を了承

九二（四）年

一・一三 阿部受託収賄罪で逮捕

「共和」と政治家の相関図



衆議院議員阿部文男ほか一名 に対する受託收賄等事件の搜査 処理について

第一被告人

1. 阿部 文男（受託收賄）

生年月日 大正一一年六月二三日（六九歳）

職業 衆議院議員（北海道三区）
住居 東京都港区赤坂二丁目一七番一

○号 衆議院赤坂議員宿舎

北海道函館市青柳町一五番一八
号

2. 森口 五郎（贈賄）
生年月日 昭和一八年三月一五日（四八歳）
職業 元（株）共和取締役副社長
住居 東京都江東区大島七丁目一一番
一六号

第二 訴訟事実

被告人阿部文男は、衆議院議員であり、平成元年八月一〇日から同一年二月二七日までの間、国務大臣・北海道開発庁長官として、北海道総合開発計画についての調査及び立案、これに基づく事業の実施に関する事務の調整及び推進、北海道開発予算の一括要求並びに

北海道東北開発公庫に対する指導・監督等の事務を所掌する北海道開発庁の事務を統括し、職員の服務を統督する職務に従事していたもの、被告人森口五郎は、鉄骨の製造、各種鋼材の加工・販売、建築工事の請負、不動産の売買、ゴルフ場及びホテルの經營等を目的とする株式会社共和（代表取締役松浦勝利。以下「共和」という。）の取締役副社長として、同社の業務全般を統括していたものであるが、第1被告人阿部文男は、共和が、北海道上磯郡上磯町においてリゾート総合開発事業を計画していることなどを知悉してい

たところ

1 平成元年八月中旬ころから同月下旬ころまでの間、数回にわたり、東京都千代田区永田町二丁目七番九号料亭「まん賀ん」等において、森口五郎から、第五期北海道総合開発計画に基づく道路整備事業として平成二年度予算による事業化が見込まれていた高規格幹線道路である函館・江差自動車道の前記上磯町周辺における新設予定箇所に関する情報を内報されたい旨の請託を受け、その報酬として供与されるものであることを知りながら、別紙一覧表記載のとおり、平成元年一〇月下旬ころから同一年一月中旬ころまでの間、前後五回にわたり、前記料亭「まん賀ん」ほか三か所において、右森口から、現金合計六〇〇〇万円の供与を受け

中旬ころまでの間、数回にわたり、東京都千代田区霞ヶ関三丁目一番一号北海道開発庁長官室等において、森口五郎から、前記一記載の請託並びに前記第五期北海道総合開発計画に含まれ、札幌市及び札幌商工会議所等が同市内に建設を計画中の全天候型スポーツ施設であるいわゆるホワイトドームの建設事業に付き、同ドームの建設予定場所等に関する情報を内報されたいこと、同事業に共和と取引関係にある株式会社第一コーポレーションが参加でき、その関連工事を共和が受注できるよう札幌市及び札幌商工会議所等に働きかけをされたいことならびに共和が前記リゾート総合開発事業に関して北海道東北開発公庫に融資申請をした際に便宜な取り計らいが受けられるよう同公庫に働き掛けをされたいことなどの請託を受け、その報酬として供与されるものであることを知りながら、別紙一覧表記載のとおり、平成元年一〇月下旬ころから同一年一月中旬ころまでの間、前後五回にわたり、前記料亭「まん賀ん」ほか三か所において、右森口から、現金合計六〇〇〇万円の供与を受け
もって、それぞれ自己の前記職務に關して

取賄し

第2 被告人森口五郎は、阿部文男に對し

2 平成元年八月下旬ころから同一年一月

1 前記第1の1記載の趣旨の下に、同記

載の日時場所において、現金二、〇〇〇万円を供与し

2 前記第1の2記載の趣旨の下に、同記載の日時場所において、現金合計六、〇〇〇万円を供与しもって、それぞれ阿部文男の前記職務に関して贈賄したものである。

一九九一・二・一（談話）

「東京佐川急便」の逮捕・強制捜査について

日本社会党・護憲共同

共和・佐川等政治腐敗調査特別委員会

委員長 高 沢 寅 男

一、本日、東京地検特捜部と警視庁捜査四課は「東京佐川急便」の渡辺広康前社長、早乙女潤前常務を、商法違反（特別背任）の容疑で逮捕・強制捜査に踏み切った。

社会党は、今回の逮捕・強制捜査が一民間企業の背任・横領という単純なモノではなく政界を巻き込んだ一大スキャンダルに發展しかねないものであるという認識をもつてていることをまず表明したい。

一、「東京佐川急便」の多額な債務保証によ

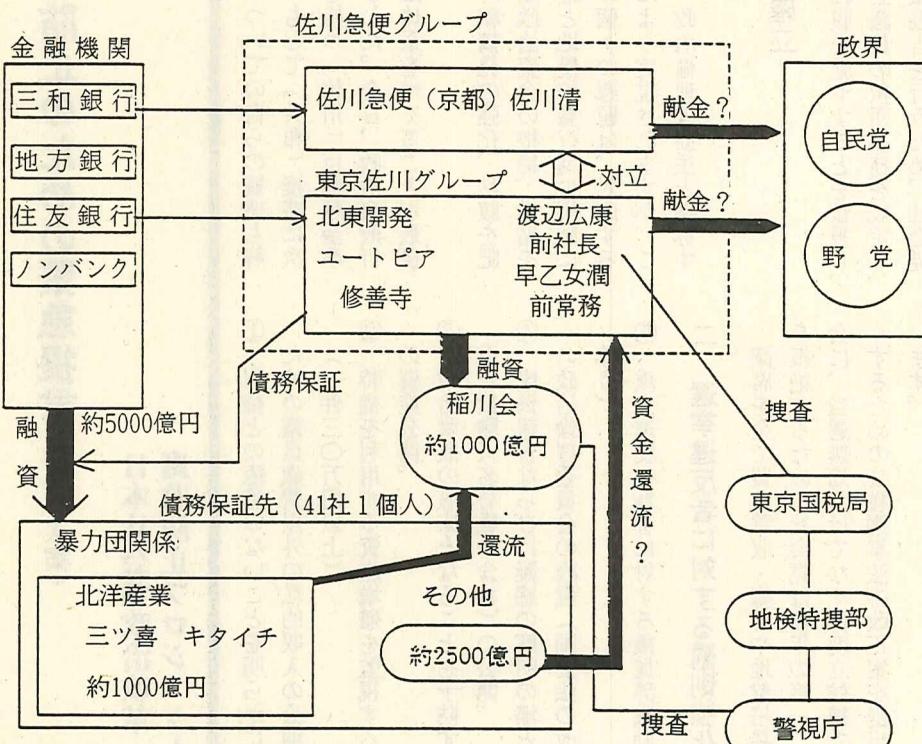
る不明朗な資金の行方に、暴力団や株の仕手戦の資金となっていた事とあわせて、その一部が政界へ流れているとされている点に、わが党は重大な関心をもって、検察の捜査の行方を見守るとともに事実の解明を積極的に国会で進めていく。

一、具体的には、先に「共和問題」で起訴された阿部衆議院議員などの証人喚問とともに予算委員会を含めたあらゆる機会に、佐川事件全容の解明・追及に全力を挙げて取り組む。

〈別紙一覧表〉

番号	供与の日（ころ）	供与の場所	金額
1	平成元年10月下旬	東京都千代田区永田町2丁目7番9号 料亭「まん賀ん」	500万円
2	同年11月上旬	東京都渋谷区代々木3丁目25番5号 大東京火災新宿ビル16階 株式会社共和事務所	500万円
3	同年11月中旬	東京都千代田区永田町2丁目2番1号 衆議院第1議員会館入口付近	2,000万円
4	同年12月中旬	右株式会社共和事務所	1,500万円
5	平成2年1月中旬	北海道函館市若松町14番10号 函館ツインタワー7階 株式会社共和札幌営業所函館分室事務所	1,500万円

東京佐川問題関係図



图表説明

- 現在までに新聞・雑誌等で発表されているものを、図示すると以上のようなものになる。
- 金額等については、各紙・誌によって違いがあるので、おおよその額を示した。

政治腐敗防止のための緊急提言（第一次案）

日本社会党政治改革・ 腐敗防止プロジェクト

リクルート事件についての自らの疑惑も解明しない宮沢政権のもとで、「共和」疑惑に次いで空前の広がりを持つ「佐川」巨額献金事件の摘発も始まりました。今日、政治腐敗行為防止にかかる法体系をつくることが最優先の課題です。

そのためには、汚職摘発の強化、私腹を肥やす行為の規制、闇政治資金の根絶、議席を金で買う買収・饗応と地盤培養行為の規制を集められます。その個々の課題は、対応する法律の改正と創設により実現されますが、これらを政治腐敗防止・政治倫理確立法と総称することができます。

一 政治倫理の確立

利権と癒着して私腹を肥やすことを監視し、疑惑を持たれた国會議員の釈明義務を規定し、違反行為者への辞職勧告を行うため、社会党は野党共同で一二一国会に政治倫理法案を提案している。その骨子は次のとおり。

- ① 連座制の強化

議席を金で買う買収・饗応や地盤培養行為を根絶するため、社会党は昨年の第一一二一国会に、当選無効だけでなく再度立候補できなくなるための公職選挙法の改正案を提出しています。

その骨子は次のとおりです。

三 政治資金の透明化の実現

利権と癒着した闇献金を根絶するために、社会党は既に昨年の第一一二一国会に政治資金規制法の改正案を提案しています。その骨子

- a 地域主宰者の主宰区域の細分化（選挙区の三分の一→市町村単位）
- b 秘書を新たに連座の対象とする（「みなし」規定で秘書の範囲を広く捉える）
- c 落選者も連座対象とする。
- d 連座制を罰金刑 執行猶予の場合にも適用する。

② 選挙裁判の迅速化

- a 選挙裁判を迅速化するために、訴訟期日を一括指定する。

b （裁判の迅速化のために、民事訴訟による方法についても継続して検討する必要がある）

- a 参議院議員選挙 七年
- b その他の選挙 五年

③ 立候補制限

- 連座制による有罪には、当選無効だけでなく、一定期間の立候補制限を課す。

a 参議院議員選挙

b その他の選挙

④ 地盤培養行為の禁止

- 実質的に買収・饗応である地盤培養行為の禁止を徹底するため、脱法の手口となっている政治教育を口実とする「必要止むを得ない実費の補償」を禁止する。

二 選挙違反者に対する罰則強化

議席を金で買う買収・饗応や地盤培養行為

を根絶するため、社会党は昨年の第一一二一国

会に、当選無効だけでなく再度立候補できな

くなるための公職選挙法の改正案を提出して

います。

- ① 連座制の強化

その骨子は次のとおりです。

は次のとおりです。

① 企業献金の禁止

a 法人・団体献金の禁止

b パーティー収入の寄付扱い（＝企業負担の禁止）

c 法人・団体の政治資金関与の禁止（＝党費立替え、秘書給与立替え等の禁止）

② 政治家の政治資金規制の強化

a 政治家の政治資金を政治団体のみに公開させ、違反者に対する罰則を設ける（＝保有金制度の廃止）

b 献金隠しのための分散献金を禁止する（＝政治資金の管理は、個人管理が、指定団体を一つに限定してその指定団体に管理させるか、のいずれかに一元化する）

c 指定団体が政治家から預託される資金と指定団体の団体資金の区分の明確化
③ 政治献金の量的制限強化と公開基準の引下げ

a 個人献金の制限を三千万円（本則二千五百万円十附則一千円）を本則二千万円に限定する
b 政治家と政党以外の政治団体の政治献金公開基準を引き下げる（百万円→一円）

④ 政治資金の投機的運用の禁止

a 政治資金を投機的に運用することの禁
止

b 投機的運用の防止のための資産公開

⑤ 政治資金規制法違反に対する公民権の停止

- の法案では一・五六倍)
② 中選挙区制の原則に反する、定数一、定数二、定数六の選挙区を解消する。

③ 国民の選舉政策を知る権利を保障するとともに、政策で争う選挙を実現するため、深夜を除く個別訪問を解禁する。

④ 選挙権の行使年齢を十八歳に引き下げる。（他の法律との調整のための研究を義務づける）

- ① 社会党は、企業献金禁止に実効性を持たせるために、第一一二国会に政党に公的助成を行なうための交付金法案を提案している。
② 国民が切実に求めていた企業献金の禁止の実現なしの政党助成には反対。

⑤ なお、社会党は中期的課題として、選挙権の格差を完全になくし（死票もなくしない）、国民の意思が議席に忠実に反映する最も民主的な制度は比例代表制であると考える。

しかし比例代表制の実現は、定数是正に引き続く課題と理解する。その理由は次による。

1. 定数是正は、緊急かつ国民的課題
汚職事件で、実刑の禁固刑以外の有罪者に対する公民権停止なし立候補制限の検討。
議でも確認され、一九九〇年国勢調査で格差が三・三八倍に達している衆議院の定数是正は、緊急な国民的課題として早急に実現する。同時に選挙権年齢など、国民の選挙にかかる権利の問題も実現しなければならない。このため社会党は、昨年の一二回国会に公職選挙法の改正案を提出している。その要点は、次のとおりである。

- ① 最大格差を二倍以内とする。（社会党取り組む。）

四 政党交付金法の創設

2. 国会改革
国会の国政調査権の拡充、議員立法の促進、国会情報の公開強化のための諸改革に取り組む。

○連座制に関する現行法・政府案・社会党案の比較（未定稿）

現 行 法	政 府 案	社 会 党 案	
対 象 者	刑 罰	対 象 者	刑 罰
① 選舉運動総括主宰者	罰金以上 の刑罰	① 選舉運動総括主宰者	① 選舉運動総括主宰者
② 地域主宰者 (3箇以内に分けられた選舉区の地域のうち1又は2の地域における選舉運動を主宰した者)	罰金以上 の刑罰	② 地域主宰者 (現行どおり)	② 地域主宰者 ※ (現行のほか、「一の市町村の区域を含む地城における選舉運動を主宰した者」)を追加)の刑罰
③ 出納責任者 (候補者又は出納責任者と意思を通じて選舉費用の法定額の1/2以上の額を支出した者を含む)	禁固以上 の実刑	③ 出納責任者 (現行どおり)	③ 出納責任者 (現行どおり)
④ 候補者の親族で、候補者、①又は②の者と意思を通じて選舉運動をしたもの	禁固以上 の実刑	④ 候補者の親族で、候補者、①又は②の者と意思を通じて選舉運動をしたもの	※④ 候補者の親族で、候補者、①、②又は⑥の者と意思を通じて選舉運動をしたもの
※⑤ 立候補予定者の親族で、立候補予定者の実刑	禁固以上 の実刑	※⑤ 立候補予定者の親族で、立候補予定者又は④の者と意思を通じて選舉運動をしたもの	※⑤ 立候補予定者の親族で、立候補予定者又は④の者と意思を通じて選舉運動をしたもの
※⑥ 候補者又は立候補予定者の秘書(候補者等に使用される者で候補者等の政治活動を補佐するもの)で、候補者等、①又は②の者と意思を通じて選舉運動をしたもの	禁固以上 の実刑	※⑥ 候補者又は立候補予定者に使用される者で、候補者等の政治活動を補佐するもの	※⑥ 候補者又は立候補予定者に使用される者で、候補者等の政治活動を補佐するものを受けたときも含まれる。)
○ 立候補制限に関する規定なし	※ 立候補制限の期間 (立候補制限につき、おとり、寝返りによる免責)	※ 立候補制限の期間 参議院議員選挙 その他の選挙 5年間 (立候補制限に尽き、おとり、寝返りによる免責)	7年間 5年間

(注) (1) 連座制の対象となる犯罪は、買収罪(221～223条)新聞紙雑誌の不法利用罪(223条の2)。出納責任者については、これに加える選舉費用の法定額違反(247条)。

- (2) 本件中「親族」とは、父母、配偶者、子又は兄弟姉妹。
- (3) 本表では、公務員等に関する特別連座(251条の3)については記載していない。

特集

II 一九九二年度政府予算案組み替え要求について

一九九一・三・三

一九九二年度政府予算案

組み替え要求大綱

日本社会党

I 予算組み替えを 要求するに当たつて

済摩擦が深刻化し、ガットのウルグアイ・ラ
ウンドの難航、EC統合や北米自由貿易協定、
東南アジアにおける自由貿易構想などブロ
ック化志向も見え隠れしている。

いま世界は冷戦が終結し、対立と分断を越
えた平和と協調の新しい時代を迎つてある。
核戦力をはじめとした軍縮が進展し、友好協
力関係の確立が進んでいる。しかしその一方
で地域的、国内的な紛争の勃発など混迷状
況が現れている。また、米国経済の低迷に見
られるように世界経済が停滞する中、貿易不
均衡拡大に伴う日本、米国、EC間などの經
済に入り、不透明感を強めている。

こうした政策課題に対処する前提として、
政治への国民の信頼を回復することが不可欠
であり、そのため総理自らにもかかわるリク
ルート疑惑、共和・佐川問題の徹底究明が避
けて通ることのできない課題となつてゐる。
しかしに、宮沢内閣は、共和・佐川問題等
の全容解明とその責任の明確化、政治腐敗防
止策の確立等に消極的な態度をとり続け、ま
た予算案も依然として「生活軽視・軍備優遇
・産業優先」の予算を継続しており、国民の
期待に応えられる「平和と公正」の予算案と
はなつてゐない。したがつてわが党は、政治

への信頼を回復するため政治家が関係する疑惑等を徹底的に追及するとともに、予算案の組み替えを要求する。

「もの権利条約」の早期批准を進め、部落問題や少数民族問題等に積極的に対応すること。

III 予算組み替え要求の具体的な内容

II 予算組み替えの基本方針

「平和と公正」予算への転換

一、歴史的転換期に相応した軍縮と国際協調の推進

軍縮、平和の実現に向けて計画的な軍縮を進めること。自衛隊の定員削減、新規装備の開発・調達の中止等により、防衛関係費を抑制するとともに、非軍事・民生・文民を基本とした国際平和協力隊、国際緊急援助隊の創設、政府開発援助の質的拡充、地球サミットへの積極的対応をはじめとした地球規模の環境保全対策を推進すること。また、強制連行、従軍慰安婦問題への積極的対応など戦争責任・補償等を明確にすること。

四、調和のとれた経済構造の確立

産業廃棄物対策やごみの減量化対策を推進し、リサイクル・クリーン型の経済構造への転換を図るとともに、景気後退局面にあってとくに配慮の要する中小企業対策の強化、住宅・下水道など社会資本の整備、雲仙・普賢岳噴火災害対策の推進、分権・自治のための地方財政対策の確立等を図ること。

2. 福祉の増進と人権の尊重

高齢化社会への対応を確実なものとするため、二一世紀に向けた「高齢化社会ミニマム」を明確にし、公的年金制度の改善、看護・介護職員の養成策等を強化し、医療や看護の継続を必要とする高齢者・難病者に対する公的医療サービスの確立、聴覚障害者に対するフックス整備等を進めることが。また、「子ど

もの権利条約」の早期批准を進め、部落問題や少数民族問題等に積極的に対応すること。

ること。

来年度予算において必要不可欠で実現可能な措置は次の通りであり、政府予算案の組み替えを要求する。

一、軍縮平和と国際協力の推進

1. 計画的な防衛費削減

〔歳出減：三二四億円――九三年度以降の削減額：四八〇三億円、削減額計五一二七億円〕

① 冷戦の終結に対応した軍縮の計画的実現に向け、「中期防衛力整備計画」と

「防衛計画の大綱」の抜本的見直しに着手し、来年度は新規主要装備の中止または凍結、定員の現員化、領域防衛への限定化、思いやり予算の削減、などを実施すること。

② 非軍事・民生・文民の国際平和協力隊の創設等

〔歳出増：一一〇億円〕

① 「国連平和保障基金」の創設を提唱し、拠出すること。(一〇)

消費税の飲食料品全段階非課税を実施することとともに、不公平税制の是正等を行うこと。また、政治腐敗防止制度の確立、日本版証券取引委員会の創設等により社会の公正化を図ること。(一一〇〇)

3. 経済協力、戦後補償等の推進

〔歳出増：七〇億円〕

- ① 旧ソ連や東欧諸国等の経済再建及び人道上の支援を強化すること。（五〇）
- ② NGOや開発援助専門職員関係予算を増額すること。（一〇）

- ③ 強制連行、従軍慰安婦問題等の調査費を計上すること。（一〇）

- ④ 地球規模の環境保全〔歳出増：五〇億円〕

- ① 「地球環境基金」の創設を提唱し、率先して拠出すること。

二、福祉と人権の確立

1. 公的年金制度の改善等

〔歳出増：一四〇億円〕

- ① 在日外国人の重度障害者に対する障害基礎年金の支給等の格差解消措置を実施すること。（二六）
- ② 遺族基礎年金およびその加給年金（子の加算）、障害基礎年金の加給年金、児童扶養手当の支給要件の延長（「一八歳未満」から「高校卒業時まで」）を行うこと。（七四）

- ③ 寒冷地の年金受給者の暖房費等の経済的負担の軽減を図るために行われる、寒冷地福祉手当を支給する事業に対して補助すること。（四〇）

2. 福祉マンパワーの確保策と障害者の社会参加拡大策の拡充

〔歳出増：二三九億円〕

- ① 看護職員の養成力強化策として、看護婦確保対策費を増額すること。（一五）
- ② ホームヘルパー等の福祉関係職員の待遇改善と地位の向上を図ること。

- ③ 聴覚障害者に対するファックス整備、視聴覚障害者の電信事業等の調査研究補助、障害者のための地域生活体験事業を進めること。（三四）

3. 人権擁護対策の強化

〔歳出増：五三億円〕

- ① 代用監獄の計画的な廃止に向けて、拘置所を増設すること。（五〇）
- ② 「子どもの権利条約」を早期に批准し、国内法・制度の見直しを行うこと。（一）
- ③ 女性の権利擁護の体制整備に向け、都道府県婦人少年室職員を増員すること。（一〇）
- ④ 私学経営費助成の拡充を図ること。（一〇〇）

3. 文化・スポーツ対策の拡充

〔歳出増：一五九億円〕

- ① 芸術文化振興基金・スポーツ振興基金に対して追加出資すること。（一六〇）
- ② ユネスコ国内委員会運営費を増額し、広報体制等を整備すること。（〇・三）

三、ゆとりのある生活と文化の創造

1. 労働政策の拡充強化

〔歳出増：五〇億円〕

- ① 介護休業制度の法制化の検討、「パートタイム労働法（仮称）」の制定、男女雇用機会均等法の抜本的見直し、拡大のため「レインボーセンター（仮称）」の設立及び「保護雇用」制度の創設の検討を進めること。（一二）
- ② 労働基準監督署職員、公共職業安定所職員、中央労働委員会職員等を増員するとともに人件費負担のあり方を是正すること。（四八）

2. 教育環境の整備

〔歳出増：四三一億円〕

- ① 学校五日制の実施に伴って教育課程の見直しを行うこと。（一）
- ② 義務教育の三五人学級、高校四〇人学級を推進すること。（一三〇）
- ③ 国立学校施設等の整備促進を図ること。（一〇〇）

3. 教育環境の整備

〔歳出増：四三一億円〕

- ① 学校五日制の実施に伴って教育課程の見直しを行うこと。（一）
- ② 義務教育の三五人学級、高校四〇人学級を推進すること。（一三〇）
- ③ 国立学校施設等の整備促進を図ること。（一〇〇）
- ④ 私学経営費助成の拡充を図ること。（一〇〇）

② 交通弱者に配慮した乗換え施設等の整備を図ること。
③ 工業再配置を促進すること。
(一〇)

④ 大店法改正に伴って商店街対策を強化すること。
(一〇)

⑤ 科学技術の振興〔歳出増：一九一億円〕
① 科学研究費補助金を増額すること。
(一九一)

② 國際的にも破綻したブルトニウム利用のための再処理と高速増殖炉の開発を段階的に止めること。
(△二九)

③ 新エネルギー開発を促進すること。
(一九)

四、經濟構造の転換と中小企業対策

1. リサイクル等の推進

〔歳出増：三五億円〕

① 産業廃棄物対策の強化、リサイクルセンターの増設等を進めること。
(一五)

② 鉄屑リサイクル促進緊急対策を実施すること。
(一〇)

2. 中小企業、地場産業の振興

〔歳出増：一一〇億円〕

① 中小企業のおかれた深刻な実態に鑑み、中小企業労働力確保対策、地域中小企業の創造的発展の支援、物流総合化対策等に關係する予算を増額すること。
(五〇)

② 伝統工芸産業振興策を拡充すること。

五、生活施設整備の推進

1. 土地・住宅対策等の推進

〔歳出増：一六四億円〕

① 公的 土地評価の適正化、一元化を推進すること。
(三一)

② 監視区域内の土地に係る価格指導の適正化等を図ること。
(一)

③ 公費負担区分を改善しつつ下水道の整備を進めること。
(三〇)

④ 公共賃貸住宅の建設促進、家賃補助の拡充、借地借家法改正に伴う法律相談の充実等を図ること。
(一一〇)

⑤ 高齢者・障害者に配慮した住宅建設、地域環境の整備等を推進すること。
(一〇)

2. 交通条件の向上

〔歳出増：一四八億円〕

① 過疎地・離島における生活路線バスの維持・確保費を増額すること。
(九)

七、農林水産業の再建

六、環境・災害対策の推進

1. 自然環境保全と公害対策の推進

〔歳出増：一二〇億円〕

① 水俣病被害者の即時救済制度を確立すること。
(八〇)

② 大気汚染被害調査を実施すること。
(一〇)

③ 公害健康被害補償制度を再び確立すること。
(三〇)

④ 災害対策の拡充〔歳出増：三〇一億円〕

① 長崎県の雲仙・普賢岳噴火災害の被害者に対する食事供与事業を継続するとともに、長崎県の「雲仙岳災害対策基金」を政府の拠出によって増額すること。
(一一〇)

② 地震・火山等の災害に備えるための「災害対策基金（仮称）」を創設すること。
(一〇〇)

(歳出増：三一五億円)

- ① ニューファーム建設事業関係予算を増額すること。(四五)

- ② 環境保全型農業推進事業関係予算を増額すること。(二二)

- ③ 畜作振興対策を強化すること。(七)

- ④ 畜産価格安定化対策費を増額すること。(二二)

- ⑤ 地域農業振興に係る新たな補助費を創設すること。(二二五)

- ⑥ 就農助成金の交付等を図ること。

- ⑦ 国有林野事業累積債務対策費を増額すること。(六八)

- ⑧ 高度回遊性魚種に関する養殖技術開発等水産増養殖を進めること。(一)

- ⑨ 國会移転計画の策定(歳出増：一億円)

- ① 二一世紀の新しい政治行政と国土利用計画の構築をめざし、國会移転の基本構想の策定作業を開始すること。

八、社会的公正の確立

1. 日本版証券取引委員会の創設

(歳出増：一〇億円)

- ① 公正な証券市場確立のため、大蔵省から独立した証券取引委員会を創設すること。

10. 税外収入の確保等

- 1. 国有財産の処分
(歳入増：三六三〇億円)
 - ① J.T.株等を売却すること。
- 2. 特別会計の適正化

2. 立法機能の拡充(歳出増：一〇億円)

- ① 國会の立法調査機能を強化するため、法律・調査職員の増員等の予算を増額すること。

- ② 外国為替特別会計等特別会計受入金等の増額を図ること。

一一、地方財政対策

九、税制改正

政府予算案においては、地方交付税法定額から八五〇〇億円が交付税特別会計より一般会計に繰り入れられ、後年度に清算されることとなつた。これは、地方交付税制度の基本的趣旨に照らして極めて遺憾なことである。

- 1. 消費税のは是正(歳人減：一五〇〇億円)
 - ① 九一年一〇月一日から飲食料品の全段階非課税措置を実施すること。
 - ② 普通乗用自動車の暫定税率を現行税率のまま延長すること。
- 2. 不公平税制のは是正

(歳入増：三〇〇〇億円)

- ① 貸倒引当金を圧縮し、賞与引当金を段階的に廃止するとともに、各種租税特別措置についても見直しを図ること。
- ② 勤労者、中低所得者に配慮した政策減税
(歳入減：一五〇〇億円)
 - ① 物価調整制度の創設、パート減税、家賃控除制度の導入等を実施すること。

付税法改正案の審議において、その是非について十分に慎重な審議が行われるべきである。

(歳入増：八四六億円)

- ① 外国為替特別会計等特別会計受入金等の増額を図ること。

【予算組み替え要求による歳出歳入増減表】

歳入		歳出	
○消費税の是正	(△一五〇〇億円)	●防衛関係費の削減	(△三三四億円)
○不公平税制のは是正	(△一〇〇〇億円)	●国際平和協力隊の創設等	(二一〇億円)
○パート減税・家賃控除等	(△一五〇〇億円)	●経済協力等の拡充	(七〇億円)
合 計	二四七六億円	●地球規模の環境保全	(五〇億円)
		●公的年金制度の改善等	(一四〇億円)
		●福祉マンパワー確保策の拡充等	(一四〇億円)
		●人権擁護の強化	(五三億円)
		●労働政策の充実	(五〇億円)
		●教育環境の整備	(四三一億円)
		●文化・スポーツ対策の拡充	(一五九億円)
		●科学技術の振興	(一九一億円)
		●リサイクル等の推進	(三五億円)
		●中小企業、地場産業の振興	(一一〇億円)
		●消費者保護の充実	(一億円)
		●土地・住宅対策等の推進	(一六四億円)
		●交通条件の向上	(一四八億円)
		●自然環境保全と公害対策の推進	(一一〇億円)
		●災害対策の拡充	(△一〇一億円)
		●国会移転計画の策定	(一億円)
		●農林水産業の再建	(△一五億円)
合 計	二四七六億円	●立法機能の拡充	(一〇億円)

平成四年度予算案に対する 修正共同要求

修正共同要求

日本公明社会民主連合党
民社党

政府予算案は、生活重視、国際協力の推進等において不十分である。我々は、その是正に必要不可欠で実現可能な措置として、次通り政府予算案の修正を共同で要求する。

歳出関係

一、社会保障の充実（歳出増：一八五億円）

看護婦確保対策の拡充、ホームヘルパー等の福祉関係職員の待遇改善と地位の向上、ショートステイ、デイサービスの拡充と特養ホームなど関連施設の増設、聴覚障害者に対するファックス整備の推進、介護対策の改善促進、「介護手当」の創設検討などを図ること。

遺族基礎年金及びその加給年金（子の加

算）、障害基礎年金の加給年金、児童扶養手当の支給要件を「一八歳未満」から「高校卒業時まで」に延長するとともに、沖縄の年金格差の是正に取り組むこと。

また、健康管理のための「国民健康カード」（仮称）の開発、三歳未満児の医療の充実を図ること。

二、労働政策の拡充（歳出増：五三億円）

一九九三年度までの年間総労働時間一八〇〇時間の実現に向け、完全週休二日制の実施、メーデー祝日化による「太陽と緑の週」の実現のための「祝日法」の改正などをを行うこと。

また、「パート労働法」の制定、育児休業制度の拡充、労働基準法の見直し、介護

休業制度の法制化の検討、高齢者雇用の安定のための法的措置、障害者雇用の拡大策の強化等を進めること。

三、教育環境の整備（歳出増：一二二億円）

国立大学等の授業料の引き上げの中止、学校五日制の実施に伴う教育課程の見直しと環境整備、国立学校施設等の整備促進、私学経常費助成の拡充、育英奨学事業の充実、公立生涯学習センターの増設、科学研究費補助金の増額、国費留学生受入人数の拡大等の措置を実施すること。

四、芸術・文化・スポーツの振興（歳出増：一〇〇億円）

芸術文化振興基金、スポーツ振興基金に対する追加出資すること。

五、土地・住宅対策と公共事業の改善・景気対策（歳出増：六〇〇億円）

住宅及び住環境整備等に向けて基本法を制定することとし、借上げ方式、借地方式による公共住宅の拡充等を図ること。土地対策として、公有地の拡大、公的土地区画整備の適正化等を図ること。

また、公共事業については從来からの硬直的な予算配分を改め、生活向上に資する

公共住宅、下水道、都市公園、都市駐車場、文化・余暇施設、高齢者にやさしい街づくりなどに重点的に配分することともに、予算の充実や執行に配慮し景気対策の増進を図ること。

六、地球規模の環境保全、ごみ対策等（歳出増：一六〇億円）

地域環境保全のための調査研究、新エネルギーの開発、国際協力等を推進し、環境分野の政府開発援助や国連環境計画への拠出金の拡充等地球環境保護費用を増額すること。

水俣病被害者対策を強化すること。また、

大気汚染被害調査の実施、廃棄物対策の強化、リサイクルセンターの増設などリサイクル促進対策の推進等を図ること。

一〇、農林水産業の再建（歳出増：二一〇二億円）

地域農業の振興、環境保全型農業推進事業関係予算や畜産価格安定化対策費を増額するとともに、復田対策の強化、後継者対策の充実、就農助成金の交付等を図ること。また、国有林野事業累積債務対策費の増額、高度回遊性魚種に関する養殖技術開発等水産増養殖を図ること。

八、交通環境の整備（歳出増：一〇〇億円）

通勤混雑の緩和対策、交通安全対策、救急医療体制の強化を図るとともに、過疎地・離島における生活路線バスの維持費等を

増額すること。また、障害者等に配慮した乗換え施設等の整備を図るため、一般会計から鉄道整備基金への補助を行うこと。

九、中小企業助成策の強化（歳出増：一〇〇億円）

中小企業のおかれた深刻な現状に鑑み、中小企業労働力確保対策、地域中小企業の創造的発展の支援、物流総合化対策、伝統工芸産業振興策、大店法改正に伴う商店街対策等に関する予算を増額すること。また、倒産防止対策、下請代金支払遅延等防止対策の強化と中小企業繼承税制の検討等を図ること。

一四、国際協力の推進（歳出増：七〇億円）

旧ソ連などに対する人道的支援の拡充、強制連行や従軍慰安婦問題等の調査費の計上、NGOに対する助成の拡充等の措置を講ずること。

一五、予備費等の削減（歳出減：一〇〇〇億円）

予備費や不要不急経費を削減すること。

【歳入関係】

一一、消費者保護等（歳出増：五億円）

欠陥製品情報収集システムの拡充、「物価監視機関」の創設などを図るとともに、

一、労働者・パート労働者等など中低所得者

内外価格差是正のアクションプログラムを策定し、実行に移すこと。

一二、人権擁護（歳出増：三億円）

「子どもの権利条約」を早期に批准し、国内法・制度の見直しを行うこと。また、障害者、色覚異常、女性、在日外国人等に対する差別の撤廃、人権擁護対策を強化すること。

一三、国会移転計画の策定（歳出増：三億円）

二一世紀の新しい政治行政と国土利用計画の構築をめざし、国会移転の基本構想の策定作業を開始すること。

に配慮した政策減税（歳入減：三七〇〇億円）

総合課税の推進を図るとともに、物価調整減税制度の創設、パート・内職非課税限度額の引き上げ（一五〇万円を目標として）、当面、給与所得控除の一〇万円引き上げ等を図る）、家賃控除制度の導入等の労者・パート労働者など中低所得者に配慮した政策減税を実施すること。

二、不公平税制のはざま（歳入増：一四五〇億円）

貸倒引当金の圧縮、受取配当益金不算入割合の圧縮、賞与引当金の段階的廃止等に着手すること。

三、国有財産の処分等（歳入増：一四五五億円）

外為特会受入金等の増額、日本たばこ産業株式会社の株の売却を行うこと。

【付記】

一、消費税のはざま
与野党の共通した課題である飲食料品の全段階非課税問題をはじめとした消費税のはざまについて、速やかに協議を再開し、実現を図ること。

二、地方財政対策
政府予算案においては、地方交付税法定額から八五〇〇億円が交付税特別会計より一般会計に繰り入れられ、後年度に清算されることとなつたことは遺憾であり、再び繰り返さないことを確認すること。また、

この特例減額問題については、地方交付税法改正案の審議において、その是非について十分に慎重な審議を行うこと。

【別記】防衛費について

冷戦終了後世界情勢は激変しており、世界とアジアにおける軍縮と協調を推進するためにも、防衛関係予算についてはこれを聖域とせず、国民にわかりやすい形で削減すべきである。

中期防衛力整備計画については、総額を極力圧縮すること。

防衛計画の大綱は速やかに見直し、当面、

【予算修正共同要求による歳出歳入増減表】

【歳入関係】

一、政府減税（▲三七〇〇億円）
二、不公平税制のはざま（一四五〇億円）

合計	一一〇五億円
一、消費税のはざま	
二、不公平税制のはざま	
三、国有財産の処分等	（一四五五億円）
四、歳出関係	合計
一、社会保障の充実	（一八五億円）
二、労働政策の拡充	（五三億円）
三、教育環境の整備	（二二三億円）
四、芸術・文化・スポーツの振興	（一〇〇億円）
五、土地・住宅対策等	（六〇〇億円）
六、地球環境対策等	（一六〇億円）
七、災害対策の拡充	（一〇二億円）
八、交通条件の向上	（一〇〇億円）
九、中小企業助成策の強化	（一〇〇億円）
一〇、農林水産業の再建	（一一二億円）
一一、消費者保護等	（五億円）
一二、人権擁護	（三億円）
一三、国会移転計画の策定	（三億円）
一四、国際協力の推進	（七〇億円）
一五、予備費等の削減（▲一〇〇億円）	

（注）予算修正共同要求の結果、一般会計総額は一二〇五億円増額され、七二兆三三八五億円となり、対前年度当初比約一・八%増となる。なお、歳出中地方交付税については除外している。
▲は減額を示す。

平成四年度予算案に案に対する 修正共同要求についての回答

一、三月一〇日付で四党より御要望のあつた

あります。

件については、再考についての御要請があつたので、貴重な御意見として再度党内において誠意をもって検討を行つたところであります。が、平成四年度予算は、極めて厳しい財政事情の下で、再び特例公債を発行しないことを基本として、政府と責任政党である自由民主党が責任をもって編成したものであり、平成四年度予算修正の御要求に応じることは困難であることを御理解頂きたいと考えます。

(二) パート問題については、先般の税制改革において配偶者特別控除の創設・拡充を行つたところであります。このよ

(三) 社会保障の充実、教育環境の整備、土地・住宅対策と公共事業、環境保全、ごみ対策、災害対策、国際協力の推進等多岐にわたって貴重な御意見を頂いておりますが、これら歳出面の御要望については、御意見を参考として、予備費の使用補正の機会があれば補正予算、平成五年度以降の予算編成において、重点的に検討・対処してまいります。

一、党首脳会談を踏まえ、最大限の配慮を払つた結果、次のように回答いたします。

(一) 防衛力の在り方については、長期的視点に立ち、防衛力全般につき、幅広く検討する必要があり、短期間に結論を得る

な税制の問題の他にも配偶者手当等給与体系・慣行、社会保障負担の求め方、企業等における経理処理等様々な分野にわたりて多種多様の問題があると考えられます。

角の御提言でありますので、与野党間で種々の議論を行つてまいりたいと考えます。

ことは、困難であると思われますか、検討の結果によつては、防衛計画の大綱の別表等の修正につながり得ることは、政府より、今国会でもお答えしたとおりで

従いまして、今後とも
配偶者特別控

平成四年三月一二日

の諸問題を踏まえ、雇用の安定、労働条件の改善等各般の施策の推進を図るほか、高齢化社会や人手不足への対応等各方面にわたる観点から、この問題を研究していくため、政府の関係省庁において然るべき検討の場の設置等を行うこととしますが、更にわが党においても政調を中心とし、各党協議の場を設置したいと考えています。

資料



〈パート労働法案関係〉

一九九二・一・二二

四党・連合参議院共同の

「パート労働法案」の提出について

日本社会民主党
公明連合参議院
社会民主連合
民社党

ある。

一、共同法案の骨格は、

(一) 短時間労働者であることを理由として、賃金、休暇その他の労働条件及び福利厚生について、通常の労働者と差別的な取扱いをすることを禁止する。

(二) 労働大臣は、中央労働基準審議会の意見を聞いて、差別的取扱いの判断基準を定めるものとする。

(三) 行政当局に指導、勧告、是正命令等の権限を付与し、是正命令に違反した場合について罰則を設ける。

(四) 不作為を含め行政当局による処分に不服のある者は、都道府県労働基準局に置かれる短時間労働審査官に対して不服審査請求をすることができ、その裁決に不服がある者は労働大臣の所轄のもとに置かれる公労使二者構成の短時間労働審査会に再審査請求をすることができるとしている。

従来、四党はそれぞれ独自の法律案を国会に提出し、あるいは法律案要綱を発表していたが、一九八九年四月に「民間連合」及び総評から四党に対しても共同法案の作成・国会提出の要請があり、また、労働団体の統一に伴い現連合から一九九〇年七月に改めて同様の要請があつたのに応じて、四党及び連合参議院の間で共同法案づくりに取り組むことを確認し、以来協議を重ねて、今日に至つたもので

(五) さらに、①使用者に対し、短時間労働者との労働契約の締結に際しては、当該事業場の短時間労働者に係る賃金等を記載した書面を交付すること、また、当該事業場の短時間労働者に係る賃金その他の労働条件等については労使協議を行なうことを義務づける、②使用者に対し、通常の労働者を募集する場合には、正当な理由がある場合を除き、現に雇用する短時間労働者で当該募集に



係る業務に従事しているものを優先的に通常の労働者とすることを義務づける、③短時間労働者については、その意思に反して所定労働時間外又は所定休日に労働させることを禁止する、等の短時間労働者の労働条件等に係る特別な規定を設ける、――というものである。

一、パートタイム労働者は、いわゆるパートタイマーも含め、今日、八〇〇万人を超えるとも言われ、勤続年数も四・五年に延び、日本経済を支える基幹的な労働力となるに至っている。しかし、賃金その他の労働条件をみると、通常の労働者は著しい格差があり、労働契約の内容が不明確であることによるトラブルも多発しているのが実情である。現行法制のもとにおいては、これらの問題を解決し、パートタイム労働者の労働条件等を確保することは困難であるため、われわれはこの共同法案において、右の骨子のとおり、短時間労働者について、通常の労働者との均等待遇を確保するための措置を講ずるとともに、パートタイム労働者の労働条件に関する書面の交付等を使用者に義務づける等の特別な規定を設けることとしたものである。

一、パートタイム労働者の労働条件の改善は、国際的にも大きな課題であり、一九八一年のILO一六五号勧告や一九八三年の「自発的パートタイム労働に関するEC改正指令案」では、パートタイム労働に関する時間比例も考慮した均等待遇原則を打ち出すなど、パートタイム労働者の労働条件の確保等に関する措置を打ち出している。また、最近では、昨年一二月のILO理事会においてパートタイム労働に関する条約及び勧告の策定に着手することが決められるなど、短時間労働者に関する国際的な取組みも前進しつつある。わが国は世界でも最大規模のパートタイム労働人口を抱えており、その労働法制のあり方を含む短時間労働者の労働条件の動向については、海外からの関心も高い。

一、他方、わが国の場合、パートタイム労働者の大半の賃金は、通常の労働者とは区別して時間給で支払われ、その水準もパートタイム労働者の相場賃金とされている場合が多いため、賃金格差が欧米諸国の場合よりも大きなものとなっているものと考えられる。また、その他の雇用管理面でも、通常の労働者とは全く区別して待遇されている場合がほとんどである。このため、単純に「差別的取扱いの禁止」を規定しただけでは、その「差別的取扱い」に当たるかどうかについての判断が困難な場合が多いため、その実効性が問われざるを得ないという独特的の問題をわが国は抱えていると言えよう。

一、このため四党・連合参議院は、共同法案を作成するに当たり、「時間比例的な扱いを考慮した均等待遇の実現」という国際労働基準の精神に立脚しつつも、わが国独特の措置を講じることとした。それが、公労使三者構成の審議会の意見を聞いて労働大臣が具体的な判断基準を定めることであり、また、行政当局による不作為を含む処分に係る独自の不服審査制度、特に公労使三者構成の短時間労働審査会の設置である。これらの措置によつて、差別的待遇が次第に減少していくことを、われわれは期待している。

なお、パートタイム労働者が直面する問題として、期間雇用契約つまり雇止めの問題があるが、この問題はパートタイム労働者に限らず、フルタイムで一定期間働く臨時労働者にも共通の問題であることから、別途労働基準法の改正等、労働契約法制上の措置を検討することとしている。

一、この「パート労働法案」については、衆議院に提出する予定である。われわれは今後、国会審議を通じてパートタイム労働者に関する諸問題を明らかにするとともに、労働団体や女性団体等の取組みと連携して、世論の盛り上げ等を図りつつ、政府・与党に対しても、パートタイム労働法制を迫つていく考え方である。

一九八一年の家族的責任を有する労働者条約
(ILO一五六号条約) (抜粋)

第七条

家族的責任を有する労働者が労働力となり、労働力としてとどまり及び家族的責任を理由とする不就業の後に再び労働力となることができるようするため、国内の事情及び可能性と両立するすべての措置（職業指導及び職業訓練の分野における措置を含む。）をとる。

一九八一年の家族的責任を有する労働者勧告
(ILO一六五号勧告) (抜粋)

IV 雇用条件

18 国及び各種活動部門の発展段階及び特別の必要を考慮した上、

労働条件及び職業生活の質を改善するための一般的措置に特に留意すべきである。この一般的措置には、次の事項を目的とする措置を含めるべきである。

- (a) 一日当たりの労働時間の漸進的短縮及び時間外労働の短縮
- (b) 作業計画、休息期間及び休日に関する一層弾力的な措置

19 交代制労働及び夜間労働の割当てを行うに当たり、実行可能でありかつ適当な場合には、労働者の特別の必要（家族的責任から生ずる必要を含む。）を考慮すべきである。

20 労働者を一の地方から他の地方へ移動させる場合には、家族的责任及び配偶者の就業場所、子を教育する可能性等の事項を考慮すべきである。

21(1)

その多くが家族的責任を有する者であるパートタイム労働者、臨時労働者及び室内労働者を保護するため、このような形態の就業が行われる条件を適切に規制し、かつ、監督すべきである。

- (2) パートタイム労働者及び臨時労働者の雇用条件（社会保障の適用を含む。）は、可能な限り、それぞれフルタイム労働者及び常用労働者の雇用条件と同等であるべきである。適当な場合には、パートタイム労働者及び臨時労働者の権利は、比例的に考慮することができる。
- (3) パートタイム労働者は、欠員がある場合又はパートタイム雇用への配置を決定した状況がもはや存在しない場合には、フルタイム雇用に就き又は復帰する選択を与えられるべきである。

添付資料2

◆一九八三年一月の自発的パートタイム労働に関する
EC改正指令案（抄訳）

第二条

1 パートタイム労働者は、労働時間の差自体によって差別的待遇が客観的に正当化される場合を除き、同一職種のフルタイム労働者と同等の待遇を受けるべきである。

2 労働者がパートタイムで雇用されているという事実のみをもって、次の事項に関する差別の待遇が正当化され得てはならない。

- 労働の内容及び難度 作業場における安全及び健康の保護、労働の編制及び指揮、並びに作業環境に関する労働条件。作業日程の設定及び報酬の支払に関する取決めを含む。
- 法律及び団体協約によって定められる解雇に関する規定

—企業又は事業所内の労働者を代表する役員の選挙における投票及び立候補の資格

—職業訓練の機会

昇進の機会

福利厚生施設を利用する機会

3 パートタイム労働者の報酬、休日手当及び剩員整理若しくは退職の際の給付は、同一職種のフルタイム労働者の場合と同一の基準で計算され、かつ均衡のとれたものでなければならない。

4 この指令においては、「報酬」とは、労働者がその雇用に関して、現金であるか現物であるかを問わず、その雇用主から直接的に又は間接的に受け取る通常の基礎的な若しくは最低限の賃金若しくは給与を意味する。

第五条

関係労働者の要請があったときは、当該パートタイム労働の性質、

労働時間、及び労働時間の配分に関する取決めについては、当該雇用主及び当該労働者の間で書面による同意がなされなければならない。

第六条

同一の事業所又は企業においてフルタイムの業務に就き又は復帰することを希望するパートタイム労働者あるいはパートタイムの業務に就き又は復帰することを希望するフルタイム労働者は、その技能又は職業経験に対応する職に欠員が生じた場合において、当該企業の外部の応募者に対する優先権を有すべきである。

(翻訳)日本社会党政策審議会・長谷川崇之

短時間労働者の通常の労働者との均等待遇及び適正な就業条件の確保に関する法律案要綱

第一章 総則

第一 目的

この法律は、短時間労働者の賃金、休暇その他の労働条件等について差別的取扱いをしてはならないこと及び短時間労働者の雇入れ等に当たっての使用者の講すべき措置を定めるとともに、その差別的取扱いを迅速かつ適正な手続により是正するため必要な措置を講ずることにより、短時間労働者について、通常の労働者との均等待遇及び適正な就業に関する条件の確保を図ることを目的とするものとすること。

(第一条関係)

第二 定義

この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによるものとする。(第二条関係)

一 短時間労働者 一日、一週間又は一月の所定労働時間が、同一

事業場における通常の労働者の所定労働時間より短い労働者をいう。

二 賃金等に関する事項 賃金、労働時間、雇用期間、休暇、休憩時間その他労働省令で定める労働条件及び施設の利用その他労働省令で定める福利厚生の措置に関する事項であつて労働省令で定めるものをいう。

第三 適用除外

この法律は、船員、国家公務員及び地方公務員については、適用しないものとすること。

(第三条関係)

第二章 均等待遇

第一 差別的取扱いの禁止

使用者は、労働者が短時間労働者であることを理由として、次の事項について、通常の労働者と差別的取扱いをしてはならないものとすること。

(第四条から第八条まで関係)

一 賃金

二 有給休暇その他の休暇、休業、休憩時間又は育児時間等の女子に与えられる特別の時間

三 配置、昇進、異動、定年又は解雇

四 教育訓練

五 施設の利用その他福利厚生の措置

第一 差別的取扱いとなる行為の基準

労働大臣は、中央労働基準審議会の意見を聴いて、短時間労働者に対する差別的取扱いとなる行為の基準を定めて公表しなければならないものとすること。

(第九条関係)

第二章 使用者の講ずる措置

第一 賃金等に関する事項を記載した書面の交付等

- 1 使用者は、短時間労働者との労働契約の締結に際しては、当該短時間労働者に対し、当該事業場におけるすべての短時間労働者に係る賃金等に関する事項及び通常の労働者の所定労働時間を書面で明示しなければならないものとすること。
- 2 使用者は、前項の規定により明示する当該事業場におけるすべての短時間労働者に係る賃金等に関する事項については、あらかじめ、労働組合と協議しなければならないものとすること。
- 3 使用者は、短時間労働者との労働契約が成立したときは、遅滞なく、当該短時間労働者に係る賃金等に関する事項を記載した書面を交付しなければならないものとすること。

第四 就業規則作成の手続

使用者は、就業規則のうち短時間労働者に係る事項の作成又は変更については、当該事業場に短時間労働者がある場合には、その短

使用者は、短時間労働者に係る賃金等に関する事項について変更があつたときは、遅滞なく、当該短時間労働者に対し、当該変更後の当該短時間労働者に係る賃金等に関する事項を記載した書面を交付しなければならないものとすること。

(第十条関係)

第二 雇用短時間労働者の優先雇用

使用者は、通常の労働者の募集をしようとする場合において、現に雇用する短時間労働者で当該募集に係る業務に従事しているもの(以下「雇用短時間労働者」という。)があるときは、当該募集をする旨及び当該募集に係る通常の労働者の賃金、労働時間その他の労働条件を、雇用短時間労働者に周知させなければならないものとすること。

2 使用者は、通常の労働者の募集をする場合において、雇用短時間労働者が当該募集に応ずる旨の申出をしたときは、労働省令で定める正当な理由がある場合を除き、当該雇用短時間労働者を優先して通常の労働者としなければならないものとすること。

3 使用者は、前項の規定により雇用短時間労働者を通常の労働者とした場合には、当該通常の労働者の賃金その他の労働条件については、雇用短時間労働者として雇用していた期間を、当該期間に係る所定労働時間に応じて通常の労働者の雇用に係る賃金その他の労働条件に係る期間として取り扱わなければならないものとすること。

(第十一条関係)

第三 所定労働時間外及び所定労働日以外の日の労働

使用者は、短時間労働者を、その意に反して、当該短時間労働者の所定労働時間を超えて労働させ、又は所定労働日以外の日に労働させてはならないものとすること。

(第十二条関係)

時間労働者の過半数を代表する者の意見を聽かなければならないものとすること。
(第十三条関係)

第四章 監督

第一 労働基準監督署長及び労働基準監督官が、この法律の施行に関する事務をつかさどるものとすること。

(第十四条から第十六条まで関係)

第二 指導及び勧告

都道府県労働基準局長又は労働基準監督署長は、この法律の施行に關し必要があると認めるときは、使用者に対し、短時間労働者の通常の労働者との均等待遇及び適正な就業に関する条件の確保に必要な指導又は勧告をすることができるものとすること。

(第十七条関係)

第三 是正命令

都道府県労働基準局長又は労働基準監督署長は、第二章第一の規定(差別の取扱いの禁止)に違反する差別的取扱いがあると認めるときは、使用者に対し、期限を定めて、その差別的取扱いを是正するよう命ずることができるものとすること。
(第十八条関係)

第四 申請

1 差別的取扱いをされた短時間労働者は、都道府県労働基準局長又は労働基準監督署長に対し、是正のため適當な措置をとるよう申し請ることができるものとすること。

2 申請を受けた都道府県労働基準局長又は労働基準監督署長は、相当の期間内に、適當な措置をとること又はとらないことの決定をすることともに、その申請をした者に対し、速やかに、理由を示してその決定の内容を通知しなければならないものとすること。

(第十九条関係)

第五 申告

労働者は、この法律の規定に違反する事実があると認めるときは、都道府県労働基準局長、労働基準監督署長又は労働基準監督官に申告して是正のため適當な措置をとるように求めることができるものとすること。
(第二十一条関係)

第五章 不服申立て

第一 審査請求及び再審査請求

1 第四章第三のは正命令及び第四章第四の2の決定に不服のある者は、短時間労働審査官に對して審査請求をし、その裁決に不服のある者は、短時間労働審査会に對して再審査請求をすることができるものとすること。

2 前項の処分の取消しの訴えは、當該処分についての再審査請求に対する短時間労働審査官の裁決を経た後でなければ、提起することができないものとすること。
(第二十一条・第二十二条関係)

第二 短時間労働審査官

1 各都道府県労働基準局に、短時間労働審査官を置くものとすること。

2 短時間労働審査官は、労働省の職員のうちから、労働大臣が任命するものとすること。

3 労働大臣は、都道府県労働基準局ごとに、労働者を代表する者及び使用者を代表する者各一人を、関係団体の推薦により指名するものとすること。
(第二十三条から第二十八条まで関係)

第三 短時間労働審査会

1 再審査請求の事件を取り扱わせるため、労働大臣の所轄の下に、短時間労働審査会を置くものとすること。

2 短時間労働審査会は、労働者を代表する者(以下「労働者委員」という。)、使用者を代表する者(以下「使用者委員」という。)及び公益を代表する者(以下「公益委員」という。)各三人をもつ

て組織するものとすること。

3 労働者委員は労働組合の推薦に基づいて、使用者委員は使用者団体の推薦に基づいて、公益委員は労働大臣が労働者委員及び使用者委員の同意を得て作成した委員候補者名簿に記載されている者のうちから両議院の同意を得て、内閣総理大臣が任命するものとすること。

(第二十九条から第五十二条まで関係)

第六章 雜則

第一 国又は地方公共団体の援助

国又は地方公共団体は、短時間労働者及び使用者に対し、助言、資料の提供その他この法律の目的を達成するために必要な援助を行うものとすること。

(第五十三条関係)

第二 能力開発事業の実施

政府は、短時間労働者に対する通常の労働者となることを容易にするための職業訓練を行う事業主に対し、雇用保険法の能力開発事業として必要な助成及び援助を行うものとすること。

(第五十四条関係)

第七章 罰則

第三章の使用者の講ずる措置、第四章第三のは正命令等に違反した者に対して、所要の罰則を定めるものとすること。

(第五十五条から第五十八条まで関係)

附則

第一 施行期日

この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行するものとすること。ただし、第三章第一の2（当該事業場におけるすべての短時間労働者に係る賃金等に関する事項についての労働組

合との協議）及び第三章第四（就業規則作成の手続）は公布の日から起算して三月を経過した日から施行するものとすること。

(附則第一条関係)

第二 特定の短時間労働者の待遇の改善

使用者は、この法律の施行の際現に雇用する短時間労働者であつて、おおむね通常の労働者の所定労働時間に準ずる労働時間を所定労働時間とするもののうち、通常の労働者となることを希望するものについては、通常の労働者とするよう努めなければならないものとすること。

(附則第三条関係)

第三 賃金等に関する事項を記載した書面の交付等に関する経過措置

1 この法律の施行の際現に短時間労働者を雇用している使用者は、この法律の施行後引き続き雇用する当該短時間労働者に対し、この法律の施行の日から三月以内に、当該短時間労働者に係る賃金等に関する事項を記載した書面を交付しなければならないものとすること。

2 この法律の施行の際現に短時間労働者を雇用している使用者は、前項の規定により書面を交付するまでの間に、当該事業場におけるすべての短時間労働者に係る賃金等に関する事項について、労働組合と協議しなければならないものとすること。

(附則第四条関係)

第三 雇用保険法等の適用拡大の検討

政府は、短時間労働者について、雇用保険法並びに健康保険法及び厚生年金保険法の適用の拡大を図るよう必要な措置を講ずるものとすること。

(附則第五条関係)

第四 その他所要の規定を整備するものとすること。

パート労働法案に係る必要経費試算

一、監督機関係経費

パート労働法（案）が、労働基準監督機関がその施行に当たるに際しては、パートタイム労働者の多いところでの労働基準監督署の監督官を計10人増員する」といふ。

平成四年度政府予算案における監督官の増員（111人）に係る人件費をもとに計算する」といふとする――

- 監督官の増員111人分の人件費を平年度化
28,882千円 → 67,066千円

- 増員監督官一人当たり人件費
67,066千円 ÷ 22人 = 3,049千円

従つて、パート労働法（案）の施行に伴う監督官の増員に係る人件費は――

$$3,049千円 \times 20人 = 60,980千円 \approx 6000万円$$

二、短時間労働審査官関係経費

(1) 短時間労働審査官人件費

① 短時間労働審査官の定員

短時間労働審査官の総数を六〇人といし、短時間労働者の数等を考慮して各都道府県労働基準局に一一二人を配置する」といふある。

〈注〉労働者災害補償保険審査官の場合は、総数八一人で、各都道府県労働基準局に一一六人配置されている（平成四年度政府予算案）。

- ② 人件費単価

短時間労働審査官の人件費単価については、その平均月額を

労働者災害補償保険審査官と同額の四一四、八一〇円（平成四年度政府予算案）によれば、一人当たり平均年額は――
414,830円 × 17.45月 = 7,238,783.5円 ≈ 7,238,790円

従つて人件費総額は――

$$7,238,790円 \times 60人 = 434,327,400円 \approx 4億3400万円$$

(1) 短時間労働審査参与謝金

「短時間労働審査参与」の謝金について、労働者災害補償保険審査参与の場合（平成四年度政府予算案）と同様に、一日当たり単価を四七一〇円、参与の審査出席延べ人口を四一八六人としたすれば、謝金総額も労働者災害補償保険審査参与の場合と同様に――

$$4,720円 \times 4,186人日 = 19,757,920円 \approx 2000万円$$

(1) 事務経費

短時間労働審査官による審査事務に要する経費（諸謝金、職員・参与等の旅費、印刷・通信費等）については、(1)の参与謝金を含め、労働者災害補償保険審査官の場合（平成四年度政府予算案）と同額の78,272千円 ≈ 7800万円 とする。

三、短時間労働審査会委員手当関係経費

(1) 短時間労働審査会委員手当

短時間労働審査会委員の委員手当については、余長の委員手当である。

〈注〉労働者災害補償保険審査官の場合は、総数八一人で、各都道府県労働基準局に一一六人配置されている（平成四年度政府予算案）。

- ② 人件費単価

短時間労働審査官の人件費単価については、その平均月額を

$32,700\text{円} \times 20\text{日} \times 12\text{ヶ月} = 7,848\text{千円}$

次に、委員（ \triangleleft 労使各1人 - 余員1人）の委員手当の年額は

$29,500\text{円} \times 20\text{日} \times 12\text{ヶ月} = 7,080\text{千円} \dots \dots \text{委員 1人当たり}$

$7,080\text{千円} \times 8 = 56,640\text{千円} \dots \dots \dots \text{委員 8人分}$

従つて、委員手当の年間総額は——

$7,848\text{千円} + 56,640\text{千円} = 64,488\text{千円} \approx 64,000\text{万円}$

（注）労働保険審査会委員の場合は常勤の特別職国家公務員であるのに対して、本法案における短時間労働審査会委員は、中央労働委員会委員と同様に非常勤の特別職（公益委員）又は一般職（労使委員）国家公務員とされている。

(i) 事務局職員人件費

① 事務局職員の定員等

短時間労働審査会の事務局（事務室）については、労働保険審査会の場合と同様に、労働大臣官房総務課に「短時間労働事務室」を置くことを予定しているが、配置する職員数については、後者の場合は一人（平成四年度政府予算案。一人増員）ではあるが、雇用保険関係事務も合わせ担当していることを考慮し、短時間労働審査会については、一〇人とする。

② 人件費

短時間労働審査会事務局（事務室）の人件費についても、

「労働保険事務室」職員と同等の水準とする。

「労働保険事務室」職員の人事費については、予算編成上、

事務局員のみの数字は示し得ず、労働本省全体の数字しか示しえないため、平成二年度の実績に基づき、次のとおり試算する。

○ 平成二年度実績×国家公務員の給与引上げ率

$72,651,577\text{円} \times 1.0371 = 75,347\text{千円}$

※超過勤務手当を含む人件費総額

○ 増員一人（ ∞ 級）（労働本省増員平均単価）7,529千円

○ $75,347\text{千円} + 7,529\text{千円} = 82,876\text{千円} \approx 83,000\text{万円}$

従つて、「短時間労働事務室」職員の人件費は、

$82,876\text{千円} \times (10/12) = 69,063\text{千円} \approx 69,000\text{万円}$

(ii) 事務経費

短時間労働審査会による再審査事務に要する経費（委員手当・諸謝金、委員・参与・職員旅費、印刷・通信費等）についても労働保険審査会の場合（ $110,113\text{千円}$ ）。平成四年度政府予算案。「労働保険審査会参与（労働者災害補償関係）」の委員手当を含む）を参考にするが、後者の場合には雇用保険関係も含まれていることを考慮し、短時間労働審査会の事務経費については、後者の九割相当額を計上するとしてよい。

$30,113\text{千円} \times (9/10) = 27,101.7\text{千円} \approx 27,000\text{万円}$

（注）労働保険審査会の場合は、委員には「人格が高潔であつて、労働問題に関する識見を有し、かつ、法律又は労働保険に関する学識経験を有する者」（労働保険審査官及び労働保険審査会法第二十七条第一項）を任命するほか、関係労使を代表する者（第三十六条）を「労働保険審査会参与」（同法施行規則第一条第二項）として指名し、審理に関するさせることとされているが、短時間労働審査会の場合は、審査会が労働委員会と同様に公労使三者構成で、労使代表が審査会委員として審査会に加わるものとされているため、関係労使代表による「参与」制度は設けられていない。

また、中央労働委員会の場合は、労働省の外局として独自の事務局をもつてゐるが、短時間労働審査会の場合は、労働保険審査会と同様に「審査会の庶務は、労働大臣官房総務課において処理する」（労働保険審査官及び労働保険

四、総括

○監督機関関係経費

労働基準監督官の増員に係る人件費 六〇〇〇万円
○短時間労働審査官関係経費

(一) 短時間労働審査官人件費 四億三四〇〇万円
(二) 事務経費 七八〇〇万円
(短時間労働審査参与の謝金一〇〇〇万円を含む)

○短時間労働審査会関係経費

(一) 短時間労働審査会委員手当 六四〇〇万円
(二) 事務局職員人件費 六九〇〇万円
(三) 事務経費 一七〇〇万円

合計

七億三三〇〇万円

「短時間労働者の通常の労働者との均等待遇及び適正な就業条件の確保に関する法律案」の政省令等について

一、法案第一条（定義）第五号の「その他労働省令で定める労働条件」について

「賃金、労働時間、雇用期間、休暇、休憩時間」については、すでに同号に明記されているので、労働省令では、①生活資金等の貸付け、②労働者の福利厚生のために行われる金銭の給付、③住宅の貸与、等を定めることが考えられるが、最終的には労使の意見も聞いた上で決めるべきものと考えている。

〔参考〕雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等労働省令では、①生活資金等の貸付け、②労働者の福利厚生のために行われる金銭の給付、③住宅の貸与、等を定めることが考えられるが、最終的には労使の意見も聞いた上で決めるべきものと考えている。
子労働者の福祉の増進に関する法律第十条（福利厚生）及び同法施行規則第二条（福利厚生）

三、法案第二条（定義）第五号の「労働省令で定めるもの」について

短時間労働者に係る賃金その他の労働条件等に関しては、法案第十条において、「賃金等に関する事項を記載した書面の交付等」を使用者に義務づけているところであり、短時間労働者の労働条件等の明確化という同条の趣旨を踏まえて、「賃金、労働時間、雇用期間、休暇、休憩時間その他労働省令で定める労働条件及び施設の利用その他労働省令で定める福利厚生の措置に関する事項」について、その内容が明

労働者の負担、④安全及び衛生、⑤災害補償及び業務外の傷病扶助、
⑥教育訓練、⑦表彰及び制裁、⑧休職、⑨以上に掲げるもののほか、
労働条件であって当該事業場の労働者のすべてに適用されるもの、等を定めることができることが考えられるが、最終的には労使の意見も聞いた上で決めるべきものと考えている。
〔参考〕労働基準法第八十九条（「就業規則の」作成及び届出の義務）、第十五条（労働条件の明示）及び同法施行規則第五条
〔労働条件〕第一項

確になるよう、「労働省令で定めるもの」としては、次に掲げる事項とすることが考えられるが、最終的には労使の意見も聞いた上で決めるべきものと考えている。

- (一) 就業の場所及び従事すべき業務に関する事項
- (二) 始業及び終業の時刻、休憩時間、休日、休暇並びに労働者を二組以上に分けて交替に就業させる場合においては就業時転換に関する事項

- (三) 賃金（退職手当及び（五）に規定する賃金を除く。）の決定、計算及び支払の方針、賃金（退職手当及び（五）に規定する賃金を除く。）の締切り及び支払の時期並びに昇給に関する事項

- (四) 退職に関する事項
- (五) 退職手当の定めが適用される労働者の範囲、退職手当の決定、計算及び支払の方法並びに退職手当の支払の時期に関する事項

- (六) 臨時に支払われる賃金（退職手当を除く。）賞与及び労働基準法施行規則第八条へ臨時に支払う賃金、賞与に準ずるものゝ各号に掲げる賃金並びに最低賃金額に関する事項

- (七) 労働者に負担させるべき食費、作業用品その他に関する事項
- (八) 安全及び衛生に関する事項

- (九) 教育訓練に関する事項

- (十) 災害補償及び業務外の傷病扶助に関する事項

- (十一) 表彰及び制裁に関する事項

- (十二) 休職に関する事項

- (十三) 雇用期間及び雇用契約の更新に関する事項

- (十四) 福利厚生施設の利用に関する事項

- (十五) 生活資金、教育資金その他労働者の福利厚生のために行われる資金の貸付けに関する事項

- (十六) 労働者の資産形成のために行われる金銭の給付に関する事項

- (十七) 住宅の貸与に関する事項

(十八) 以上に掲げるもののほか、当該事業場におけるすべての短時間労働者に係る労働条件及び福利厚生の措置に関する事項

（参考）労働基準法第八十九条（「就業規則」の作成及び届出の義務）、第十五条（労働条件の明示）及び同法施行規則第五条

（労働条件）第一項

雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等女子労働者の福祉の増進に関する法律第十条（福利厚生）及び

同法施行規則第一条（福利厚生）

四、法案第九条（差別的取扱いとなる行為の基準）の「差別的取扱いとなる行為の基準」の具体的な内容について

短時間労働者に対する「通常の労働者との差別的取扱い」については、その具体的判断において困難な面も含まれるので、仲裁的な発想を取り入れて、労使間の十分な協議を経た上で一定の基準を定めることとすることにより現状を開拓しようというのが、この法律案の基本的な考え方である。具体的には、法案第九条により、労働大臣が中央労働基準審議会の意見を聞いて「差別的取扱いとなる行為の基準」いわゆる「判断基準」を定めることとしている。

従つて、法案立案者としては、この問題の性格上、具体的な「基準案」を予定することは差し控えるべきであると考へるが、他方、この法律（案）によって、短時間労働者の労働条件等について、具体的にはどのようなことが禁止され、あるいは改善されることになるのかは、関係者の大きな関心事であることも事実であるため、誤解のないよう取扱いに十分な注意を求めて、説明の便宜上、敢えて参考資料として、別紙のような「差別的取扱いが明白かつ著しいと考えられる事例案」を提示することとした。

五、法案十条（賃金等に関する事項を記載した書面の交付等）第四項の「労働省令で定める軽微な変更」について

例えば、賃金のうち公共料金（運賃）の値上げに伴う通勤手当の変更、資金の貸付けに関する事項のうち法定歩合の変更に伴う貸付利率の変更等、第十条第四項の規定による書面の交付を要しない程度の軽微な賃金等に関する事項の変更を定めることを考えている。

六、法案十一条（雇用短時間労働者の優先雇用）第二項の「労働省令で定める正当な理由」について

例えば、障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和三十五年法律第一百二十三号）第十四条の規定による身体障害者雇用義務を果たすため身体障害者を優先して雇い入れることが必要であること等、雇用短時間労働者を優先して通常の労働者とすることができない場合を定めることを考えている。

七、法案第十四条（労働基準監督署長及び労働基準監督官）の「労働省令で定めるところ」について

労働基準監督署長は、都道府県労働基準局長の指揮監督を受けて、法の施行に関する事務をつかさどること、また、労働基準監督官は、上司の命を受けて、法に基づく立入検査、司法警察員の職務その他の法の施行に関する事務をつかさどることを定めることを予定している。

（参考）労働安全衛生法第九十条（労働基準監督署長及び労働基準監督官）

監督官

労働安全衛生規則第九十五条（労働基準監督署長及び労働基準監督官） 労働基準監督署長は、都道府県労働基準局長の指揮監督を受けて、法に基づく省令に定めるもののか、法の施行に関する事務をつかさどる。

2 労働基準監督官は、上司の命を受けて、法に基づく立入検

査、司法警察員の職務その他の法の施行に関する事務をつかさどる。

労働基準法第一百条

賃金の支払の確保等に関する法律第十条（労働基準監督署長及び労働基準監督官）及び同法施行規則第二十一条（労働基準監督署長及び労働基準監督官）

最低賃金法第三十七条（労働基準監督署長及び労働基準監督官）及び同法施行規則第十八条（労働基準監督署長及び労働基準監督官） 家内労働法第二十九条（労働基準監督署長及び労働基準監督官） 及び同法施行規則第二十六条（労働基準監督署長及び労働基準監督官）

八、法案第十九条（申請）第一項の「労働省令で定めるところ」について

申請の年月日、申請者の氏名及び住所、事業主の氏名又は名称及び住所、事業場の名称及び所在地、是正を求める差別的取扱いの内容等を書面又は口頭で明らかにすること、口頭による場合には陳述内容について署名等により確認しなければならないこと等を定めることを予定している。

（参考）労働保険審査官及び労働保険審査会法施行令第五条（審査請求の方式等）

九、法案第二十条（申告）第二項の「労働省令で定めるところ」について

当該申告が申告の年月日、申告者の氏名及び住所、当該申告に係る事業主の氏名又は名称及び住所、当該申告に係る事業場の名称及び所在地、是正を求めるこの法律に違反する行為の内容等が書面又は口頭で明らかにされること、口頭による場合には陳述内容について署名等により確認されなければならないこと等を定めることを予定している。

（参考）労働保険審査官及び労働保険審査会法施行令第五条（審査請求の方式等）

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第四十五条（違反事実の報告・探知）〔↑書面が要件〕及び公正取引委員会の審査及び審判に関する規則第十九条〔報告者に対する通知〕

十、法案第二十八条（政令への委任）の「審査請求の手続に關し必要な事項」に係る「政令」について

法案第二十七条の関係者に対する通知の方法〔文書〕及び関係者の意見の取扱い等のほか、原処分の執行の停止及びその取消の通知の方法〔文書通知〕等について定めることを予定している。

※ なお、法案第三十一条の委員の任命に係る推薦手続等については、これとは別に施行規則で定めることを予定しているほか、法案第二十五条の関係労働者及び関係事業主を代表する者の指名の手続等については、これとは別に施行規則で定めることを予定しているほか、法案第二十一条の審査請求の方式〔文書又は口頭により明らかにすべき事項等〕、審査請求期間〔原則六十日以内〕、審査請求の経由及び関係事業主の任命〔行政職俸給表（一）による職務の級が四級以上の労働基準監督官又は労働事務官〕、

請求の経由及び移送、手続の併合又は分離、説明の徴取、証拠物件

の提出、審理のための処分、手続の受継、審査請求の取下げ、一部決定、決定書の方式及びその謄本の掲示、決定の更正等については、行政不服審査法によることになっている。

（参考）労働保険審査官及び労働保険審査会法第五十一条（政令への委任）

労働保険審査官及び労働保険審査会法施行令
行政不服審査法

国家公務員等の旅費に関する法律

十一、法案第五十二条（政令への委任）の「再審査請求の手続に關し必要な事項」に係る「政令」について

法案第四十三条の関係者に対する通知の方法〔文書〕、法案第四十八条の調書の記載事項等のほか、原処分の執行の停止及びその取消の通知の方法〔文書通知＝準用〕等について定めることを予定している。

※ なお、法案第三十一条の委員の任命に係る推薦手続等については、これとは別に施行規則で定めることを予定しているほか、法案第二十五条の関係労働者及び関係事業主を代表する者の指名の手続等については、これとは別に施行規則で定めることを予定している。再審査請求期間〔原則三十日以内〕、再審査請求の経由、利害関係者の参加、手続の併合又は分離〔＝準用〕、証拠物件の提出〔＝準用〕、審理のための処分〔＝準用〕、手続の受継〔＝準用〕、再審査請求の取下げ〔＝準用〕、一部決定〔＝準用〕、裁決書の方式及びその謄本の掲示〔＝準用〕、裁決の更正〔＝準用〕等については、行政不服審査法によることになっている。

（参考）労働保険審査官及び労働保険審査会法第二十三条（政令への委任）

労働保険審査官及び労働保険審査会法施行令
労働組合法第十九条の三（中央労働委員会の委員の任命

等) 及び同法施行令第二十一条(委員の任命手続)

十一、法案附則第三条(特定の短時間労働者の待遇の改善)の「おおむね通常の労働者の所定労働時間に準ずる労働時間」

一週間の所定労働時間が三十時間程度以上である場合又は当該事業場における通常の労働者の一週間の所定労働時間の四分の三程度以上である場合がこれにあるものと考えており、解説通達においてこれを明らかにすることを予定している。

【パート労働法案第九条関係参考資料】

差別的取扱いが明白かつ著しいと考えられる事例案

短時間労働者に対する賃金その他の労働条件等に係る通常の労働者との差別的取扱いについては、「短時間労働者の通常の労働者との均等待遇及び適正な就業条件の確保に関する法律案(通称・パート労働法案)」の第四条から第八条までの規定により禁止され、第九条において労働大臣はその判断基準について中央労働基準審議会の意見を聞いて定めることとされている。
ここに示す事例案は、パート労働法案により禁止されることになる短時間労働者に対する通常の労働者との差別的取扱いに関して、違反が明白かつ著しい行為と考えられる事例を、労働団体における相談事例などからいくつか掲げたものである。個別の事案が差別的取扱いに当たるのかどうかの判断においては、従事する業務、労働者の有する経験、資格、能力、その他の諸条件について

ての詳細な検討が必要であるが、以下の事例案においては、問題点等を強調するために、労働者の特性や労働条件の詳細は省略しているものがあることに留意されたい。

一、短時間労働者の賃金に関する事項関係

(一) 定期的賃金の水準

- 勤続七年で通常の労働者と同様の仕事を行う常用パート。通常の労働者には賃金制度に経験や能力を反映する部分があるが、パートの賃金には経験や能力を考慮する制度がない。

- 勤続四年で通常の労働者と同じ業務についているパート。その時間給が、事業所において最も低い初任給の基本賃金(時間当たり)より低い。

(二) 定期的賃金の引き上げ

- 一日六時間勤務で六年勤続の常用パート。通常の労働者には毎年賃金の引き上げがあるので、六年間全く昇給がない。

- 一日七時間勤務で三年勤続のパート。同じ仕事をしている通常の労働者は三年間で賃金が一三%引き上げられたが、昨年一%引き上げられただけである。

(三) 一時金制度とその水準

- ボーナス制度は正社員だけ。パートタイマーにはボーナスの制度がなく何年勤めても支給されない。(パートタイマーにはボーナス分が時間給に含まれてない場合。次例も同じ)

- 一日六時間で二年勤務をしているが、一時金は、〇・五か月。通常の労働者は最低でも四・五か月出ている。

(四) 退職金制度とその水準

- 通常の労働者は勤続三年目から退職金が支給されるのに、二

○年勤続のパートタイマーに退職金がない。

○パートタイマーの退職金は勤続や労働時間に関係なく勤続五年以上に一律五万円、あまりにも低い。通常の労働者には勤続比例の退職金制度がある。

(五) その他手当制度とその水準

○A社では、通常の労働者には交通費を支給する制度があるのに、パートタイマーには交通費の支給基準もない。

一、短時間労働者の有給休暇その他の休暇、休業、休憩

時間又は育児時間などの女子に与えられる特別の時間

に関する事項関係

二、短時間労働者の配置、昇進、異動、定年又は解雇に関する事項関係

(一) 配置、昇進、異動、定年

○正社員には労働基準法を上回る有給休暇制度があるが、それが長期勤続の常用パートにも全く適用されない。

三、短時間労働者の配置、昇進、異動、定年又は解雇に関する事項関係

(二) 配置、昇進、異動、定年

○昇進制度は正社員のみ対象で、パートタイマーは長期勤続で通常の労働者の係長職相当の責任ある仕事をしている場合でも制度の対象にならない。

○勤続一二年のパート。通常の労働者は六〇歳定年だが、パートは四五歳で定年と言われ退職させられた。

(二) 解雇

○通常の労働者には解雇理由を書面で明示するという規定があるが、長期勤続の常用パートタイマーにもそれが適用されない。

四、短時間労働者の教育訓練に関する事項関係

○B社では、通常の労働者の場合、中途採用社員全員に雇い入れ時の基礎的な教育訓練があるが、パートタイマーは、同じ業務に従事する所定労働時間が七時間の常用パートの場合であっても全く対象外である。

五、短時間労働者の施設の利用その他の福利厚生に関する事項関係

(一) 福利厚生施設の利用

○所定労働時間が七時間の常用パートタイマーが増加してきているが、保養所の利用は正社員だけのままになっている。

(二) 労働安全衛生

○C社の工場では、通常の労働者には労働安全衛生法の規定を上回る入社時の安全衛生講習が行われているが、パートタイマーは対象外である。

(三) その他の福利厚生

○六時間勤務、勤続三年の常用パート。会社が従業員向けに無料で開催するお茶の教室の受講を希望したがパートタイマーは対象外と断られた。

以上

〈シャドーキャビネット関係〉

一九九二 一・一一

第一次シャドーキャビネットの 発足に当つて

日本社会党シャドーキャビネット

委員長 田辺 誠

一、シャドーキャビネット（影の内閣）の発足は、社会党に対する多くの国民のご批判と励まし、労働組合、学者・研究者の皆さんの大なる応援、そして党員の理解と協力に支えられたものでした。発足以来四カ月、さまざまな活動を続けてきましたが、党内外からのご意見、昨年末の第五八回党大会の議論も踏まえ、ここに第二のシャドーキャビネットを発足させます。

シャドーキャビネットは、再三ご提起申し上げてきたとおり、

「人間を大切にする公正な政治」の実現めざし、汚職をはじめとする政治腐敗、平和憲法と議会制民主主義形骸化、国民生活軽視の政治改めるため、健全な緊張関係にある一つの政治勢力の対抗と政権交代をめざしたものであります。第一次のシャドーキャビネットに倍する努力、研鑽を重ね、国民の期待に応える決意です。

二、従つて、政府・与党に国民に顔を向けた政治の推進を迫るとともに、野党もまた国民のための政治への努力を傾注するため、鮮明な争点と大胆な強調、現実を直視した機敏な政治をめざすという基本姿勢を第二次のシャドーキャビネット活動の中で具体的に体現させます。

第一次のシャドーキャビネットは、第一次と比較し、よりわかりやすく、また政策活動を充実させるため改善を図りました。政権党をめざす不退転の決意通り、名称も改め、その構成分野も拡充し、また女性の社会進出、政治参加に応えるべく努力致しました。第一次のシャドーキャビネットは三日に一度の割合でアクションを開催しました。第二次においては毎日、企画し、行動することをめざします。また、党内の政務各部門、運動機関との連携もさらに強化させます。

三、今日、首相のリクルート疑惑への関与の解明も残されている中で、共和・佐川問題など新たな政治腐敗、政権汚職が露見致しております。軍備増強のもとで戦争責任を曖昧にしてきた歴代自民党政権に対するアジア諸国民の不信の声も高まりを見せております。さらに、コメ、政治改革、PKO、貿易摩擦問題などの内外の諸課題は山積しております。第一二三国会において社会党、シャドーキャビネットは、これらの課題に対して的確な対応を取りえていない宮沢政権と正面から対決するとともに、積極的かつ建設的な提案・対案提示を行つて参ります。

国民の皆様のご理解とご支援をお願い致します。

第一次シャドーキャビネットの「組閣」と活動について

※※※※※※※

- 一、名称を「日本社会党シャドーキャビネット」と改める。
- 二、構成を次の通りとする。

(一) 「委員長」(影の首相)・「副委員長」(影の副首相)・

事務局長(影の官房長官)を置く。

(二) 一二の分野に「担当委員長」(影の閣僚)を置く。

(三) 担当委員長のもとにそれぞれ「委員長補佐」(影の政務次官)を置く。

(四) 「事務局次長」(影の官房副長官)を置く。

三、各担当委員長・委員長補佐の任務

(一) 各担当委員長はその活動に当たって、シャドーキャビネットにおいて積極的に議論を提起するとともに、政策・法案については政審の関係部会長・政策委員長、運動については党務機関の長と十分に連絡・調整を行うこと。

(二) 各担当委員長補佐は、担当委員長を補佐し、関係部会・政策委員会、党務機関との連絡調整の任に当ること。

(三) 各担当委員長は、所管の分野における政府の言動等について常にコメント等を用意するとともに、政府審議会、党務機関と協力し国民生活に係る党の政策等の発展・向上に努めること。

四、活動の原則

(一) シャドーキャビネットは、委員長直属の政務・政策機関と位置付け、政府閣議等への即時対応(コメント等)、政策提言、政審等への政策作業の指示と調整(談話等の事前討議・

※※※※※

事後担保含む)、重要政策等の報告(重要政策に対する委員長の意思反映、諮問)、国民生活に関する調査・研究(シンポジウム開催・調査団派遣等)、「一日内閣」「国民議会」の開催等の活動を行う。

(二) シャドーキャビネットの各チームの政策立案作業等については、部会・政策委員会と協議・調整を行うこととし、また運動については党務機関と十分に協議・協力をを行うこととする。

(三) シャドーキャビネットの会議は、定例の委員長会議を週一回開催することとし(火曜午後四時)、定例会議のうち月一回程度を委員長補佐を含めた全体会議とする(毎月第四週の会議を充てる)。なお、担当委員長が必要とするときは委員長会議に委員長補佐を出席させることができること。

(四) 政務部門間の緊密な連絡・連携を図るため、シャドーキャビネット三役と書記長・総務会座長、国対委員長・参議院国对委員長、代議士会長、参議院会長による政務連絡会議を開催する(第一週の火曜午後三時を予定)。

(五) 各チームの当面の具体的活動については別途、議論・提起を行う。

五、シャドーキャビネットの事務局形成

シャドーキャビネットの事務局は政策審議会が担うこととし、政審事務局のうちから必要な配置を行う。ただし、法案・政策については部会・政策委員会担当書記、運動、広報宣伝等については党務機関担当書記の協力を求め、政策活動・運動の一元的推進に配慮することとし、シャドーキャビネット担当書記は連絡・調整を主要な任務とする。

一九九一・一・二二 発足
(一・二八 一部を名称変更)

第二次シャドーキャビネット一覧

委員長	田伊藤辺誠
副委員長	早川茂勝
事務局長	松前仰
事務局次長(衆議院)	伊藤茂勝
(事務担当)	伊藤茂勝
財政委員長	松前仰
財政委員長補佐	梶原敬義
外交委員長	久保亘
外交委員長補佐	石田好数
安全保障委員長	細谷治通
安全保障委員長補佐	久保田真苗
経済委員長	前畠幸子
経済委員長補佐	秋葉忠利
経済委員長補佐	上原康助
岡田利春	山中邦紀
竹村幸雄	本晚子
谷畑孝雄	秋葉忠利
川俣健二郎	岡田利春
五島正規	竹村幸雄
福祉・労働委員長	谷畑孝雄
福祉・労働委員長補佐	川俣健二郎
建設委員長	農林水産委員長
建設委員長補佐	農林水産委員長補佐
環境・科学委員長	建設委員長
環境・科学委員長補佐	建設委員長補佐
人権・女性委員長	木間章
人権・女性委員長補佐	堀込征雄
交通通信委員長	村沢牧
交通通信委員長補佐	村沢牧
武部文	嶋崎譲
山中昭一	沢藤礼次郎
利和	肥田美代子
田中昭一	五十嵐広三
掘利和	中澤健次
田中昭一	岩田順介
鈴木久	岩田順介
西岡瑞穂子	中澤健次
竹村泰子	堀込征雄
日野市朗	木間章
時崎雄司	堀込征雄
鈴木久	堀込征雄
利和	堀込征雄
田中昭一	堀込征雄

一九九二・一・一三

談話

※※※※※
今月一一日、米国のブッシュ大統領が、オゾン層を破壊する、フロンガスなどの製造停止措置を、一九九五年末に実施する旨の声明を発表された。また大統領は米国内のフロン製造業者に、生産量の削減を求めていると報ぜられている。

ブッシュ大統領がとられたこの措置は、オゾン層の破壊が、人類の生存に脅威をあたえ、また地球環境にも著しい悪影響を及ぼすことを考えれば、きわめて高く評価されるべきである。

シャドーキャビネットとしては、フロンガスなど、オゾン層破壊物質の一も早い全廃を強く求めるものであるが、さしあたり、各国が米国にならう、真摯な努力をされることを、希望してやまない。

日本においても、政府はモントリオール議定書の期限にこだわらず、米国に遅れをとることなく、果断な措置を講ずるよう要求する。

一九九二年一月一三日

シャドーキャビネット

環境・科学委員長 日野市朗

以上、申し入れる。

農林水産大臣 田名部匡省 殿

一九九二・一・一五

日本社会党中央執行委員長 田辺 誠

日本社会党コメ市場開放阻止

・農業再建闘争本部長 伊藤 茂

ガット・ウルグアイラウンドの農業交渉は三月一日の「国別保護削減リスト」の提出期限を直前にして重大な局面を迎えていた。昨年一

農林水産委員長 村沢 牧

コメ等市場開放阻止に関する申し入れ

二月に示されたドンケル事務局長の「合意文書」をめぐり、一月一三日に開かれた貿易交渉委員会においても「包括関税化」について日本、スイス、カナダ、韓国、メキシコ、イスラエルが反対、輸出補助金をめぐりアメリカ、ECの対立はますます厳しく、アメリカ議会、農業団体の意見調整が進まないばかりか、EC統合をひかえECから修正こうした事態の中で政府、自民党的閣内不統一発言が目立つことは、国際的にも不信感を招きかねず極めて遺憾であり、断じて許されない。そもそも、ドンケル事務局長の「合意文書案」なるものは、農産物貿易を工業貿易と同じ発想でとらえ農産物輸出国の発想が優先し、輸入国の農業の立場はほとんど考えられていない。農業はそれぞれの国の気候風土、食習慣、文化など含めた特殊性がありガットにも多くの例外規定があるのはそのあらわれであり、一举に農産物輸出国の論理で割り切るのは無理である。

政府は三月一日の「国別保護削減リスト」提出期限を前にして、三たびにわたるコメ自給の国会議決を尊重し、国民に安全な食糧を安定供給するため、食糧の安全保障、コメ・乳製品・でん粉の関税化例外措置（ガット第一条二項C）が実現するよう最大限の努力をすべきである。

の一つ一つに現実的に対応しながら、確固とした軍縮をすすめなければなりません。

尚、基本的には深刻な過疎を生んだこれまでの国土開発計画など、諸施策の改革や抜本的な地域振興策を強く進めるべきは当然のことです。

自衛隊削減計画と北海道など

地域問題について

日本社会党シャドーキャビネット

自治委員長 五十嵐 広三

一九九二・一一・二七

陸上自衛隊が駐屯する北海道の一部過疎自治体で社会党の議員も含め、町の自衛隊を削減しないでほしいとの決議が行われました。例え

ば、名寄市（現在人口約三万人）の場合で見ますと、さきごろの国鉄分割民営化・名寄線廃止によって約二千世帯が減り、いま過疎策に血の出るような苦労をしています。その削減がまちの経済に与える影響の大きさを恐れて議会の意見書の決議となり、党所属議員は深刻な内部議論のうえ賛成したものです。

言うまでもなく、軍縮は党はであり党の確固たる方針です。世界は対立から共生の時代に変わり軍縮は世界の潮流となつた今日こそ、わが国も思い切った軍縮を実現すべく党は具体的な自衛隊削減計画を提起しています。

そこで駐屯地の過疎自治体の苦悩との調整の問題が生れるのですが、私は、問答無用ではなくこれら過疎地の苦しみも素直に受け止めて、段階的な軍縮の進行にあつたては、当面影響度の少ないと思われる、人口の多い都市の駐屯部隊から重点的に縮減していくなどの、地域的配慮があつてよいのではないかと考えます。もちろん、将来の段階で、過疎地といえども削減されるべきは当然ですから、自衛隊に頼らないまちづくり計画に取り組み、国はこれを支援し、また一定期間基地交付金の激変緩和措置を講ずるなどの措置が大切です。

軍縮の実現の過程では、このほか多くの問題が予想されますが、そ

鉄屑リサイクル推進のための緊急申入れ

鉄のリサイクルは有史以前から長い期間行われてきました。現在では、鉄屑等の再資源化は、資源・エネルギーの節約にとどまらず、環境保全といった地球規模の環境問題やゴミ処理問題の解決など社会的課題も担っています。

昨年十月に「再生資源の利用の促進に関する法律」（リサイクル法）が施行されました。同法案成立時に国会は、全会一致で、政府が本法の施行に当たっては、事業者等に再生資源の積極的な利用を指導すること、地方自治体を積極的に支援すること、及び再生資源としての利用の促進がとくに必要な製品については、生産者・流通業者の販売ルートによる回収等の協力が得られるよう、関係業者を指導すること、など必要に応じ適切な措置を講ずるべきである旨の決議を行つています。

しかし、リサイクル法が施行された丁度その時期以降、鉄屑価格の大暴落が始まりました。鉄屑リサイクルの第一線で長いあいだ活躍してきた回収業者は、危機的な状況に直面し転廃業を余儀なくされ、また、リサイクルに積極的な地方自治体は逆有償化で財政負担に悩み、市民ボランティアによる鉄屑回収は不能になつてきています。今や、

鉄屑リサイクルの回収機構は崩壊寸前にあるといつても過言ではありません。

確かに、世界的な鉄鋼不況とスクラップの過剰、バブル経済の崩壊

による需要の冷え込み、安価な銑鉄の輸入など、原因を挙げることは出来ます。しかし、二一世紀に向かってリサイクル社会の構築を目指すわが国は、市場における需給関係だけの理由で鉄屑リサイクルの機

構を崩壊させてはならず、むしろ、全般的なリサイクルを地球的、社会的に推進する努力が何よりも必要であると思います。

このため、政府が以下の点について早急に検討、実行されますよう申し入れます。

一、鉄屑の供給過剰、価格の暴落にあたり、銑鉄輸入量再検討、輸出の増大を図るなど国際的規模のリサイクルを推進するよう政策的措置を講ずること。

二、資源回収業者の崩壊を防ぎ、安定した取引ルートの形成のために、電炉メーカー、高炉メーカーの協力、大手製鉄会社の協力が得られるよう業界への指導や、財政措置を検討すること。

三、上記二点の動向等を踏まえ、更に、リサイクル法施行令における特定業種に製鉄業を追加指定することを含む、緊急対策を検討し、実行すること。

通産大臣
渡部恒三様

日本社会党シャドーキャビネット経済委員長

日本社会党商工部会長
岡田利春
福間知之

三、金丸発言、また先般の株式市場活性化に関する自民党提言も、市場にゆだねられるべき問題について政治が介入しようとする姿勢が露骨であり、これは政府がバブル経済の再燃を促し、政治家が株価操作を行おうとする動機が極めて不透明であり、与党総裁と副総裁の見解が異なるとすれば、経済にこれこそ大きな不安要因をもたらすものといえる。

三、金丸発言、また先般の株式市場活性化に関する自民党提言も、市場にゆだねられるべき問題について政治が介入しようとする姿勢が露骨であり、これは政府がバブル経済の再燃を促し、政治家が株価操作を行おうとすることにはかならない。

わが国の株式市場の健全な育成は、証券取引委員会の創設をはじめ不正取引の排除であり、バブルの排除である。したがって、金利

一九九一・一一・二八

金利引下げに関する「金丸発言」について（コメント）

日本社会党シャドーキャビネット

財政委員長 久保亘

一、自民党の金丸副総裁が二七日、公定歩合引下げを求めて日銀総裁の人事問題も含めた発言を行ったことは驚くべきことと言わざるを得ず、改めてその真意を問いたい。

金融政策に関して政党・政治家が発言することは自由だが、日銀に対しても、しかも総裁の首切りを示唆しながら強要することは良識を逸脱する発言である。そもそも金利政策については日銀政策委員会の専権事項であり、独立性が確保され政治的な中立性が担保されているものである。

二、とくに、政府は、景気対策は提出している平成四年度予算案で達成しようと自信を示しており、本日の衆議院本会議における宮沢総理の答弁もそう主張している。強権を発動し、直ちに金利引下げを行おうとする動機が極めて不透明であり、与党総裁と副総裁の見解が異なるとすれば、経済にこれこそ大きな不安要因をもたらすものといえる。

三、金丸発言、また先般の株式市場活性化に関する自民党提言も、市場にゆだねられるべき問題について政治が介入しようとする姿勢が露骨であり、これは政府がバブル経済の再燃を促し、政治家が株価操作を行おうとすることにはかならない。

わが国の株式市場の健全な育成は、証券取引委員会の創設をはじめ不正取引の排除であり、バブルの排除である。したがって、金利

政策については、最重要課題としてバブル退治を主眼において決定されなければならないと考える。

一九九二・二・二九

日本社会党シャドーキャビネット安全保障委員会

一九九二・二・二九

日本社会党シャドーキャビネット安全保障委員会

一九九二（平成四）年度防衛関係

予算削減案

■ 削減総額	五一二七億円
* 一九九二年度予算案・削減額	三一四億円

* 一九九三年度以降・削減額
四八〇三億円

註：緊急性を要する一九九二年度予算案の削減案を策定したが、引き続き

- (1) 中期防、防衛計画の大綱（別表含む）の抜本的見直し、
(2) 新時代の日本社会党の安全保障政策と自衛隊の位置付けについて、検討し成案を得るようにする。

防衛関係予算削減案の背景説明

II 九二年度防衛費等削減五原則

- (一) 冷戦の終結を実感できるものであること。
(二) 重縮の効果が予算に見える「平和の配当」型であること。
(三) 憲法理念を予算に反映させるよう心掛けること。

I 削減案作成にあたっての基本理念

- (一) 党は、これまで防衛費を極力抑制削減していく立場から、凍結論を主張してきた。しかし、防衛予算が国庫債務負担行為、継続費、後年度負担等で編成され、複雑な仕組みになっているため、

全面凍結は極めて困難な面がある。

- (一) 実現可能な修正案をめざしたもの。
(二) 野党間共同修正における可能性の追求。

(四) 一九九二年度の削減分は少額だが、九三年度以降は大幅な節減になる。

(五) 党の立場から重縮、防衛費の大幅削減の方向性を示したもの。

III 九二年度予算削減の額および内容

- (一) 定員削減による分→陸、海、空自衛官一三八一人分
(二) 装備削減による分→
(P-3C、FSX等)

七九億円

一九九二（平成四）年度防衛関係 予算削減案

(三) 任務削減による分↓

(リムパック等の中止)

(四) 「思いやり予算」分↓

(隊舎、シェルター等の削減)

一六億円

七九億円

三二四億円

合計

注：計数は四捨五入によるため符号しない場合がある。

IV 各分野削減項目一覧

(付表1)

V 本削減案の特徴

(一) 九二年度防衛関係予算案に限った削減案であり、社会党の包

括的な軍縮案との関連づけは、四月に発表予定の「中期防」、

「防衛計画の大綱改定案」によって明らかにされる。

(二) きりのいい金額や比率にこだわることをせず、後年度負担に
メスを入れた、実質的削減を追求していこうとするものである。

(三) 削減対象は「自衛官の定員、新規の主要装備、任務・演習、
思いやり予算」の四分野に求められ、それぞれの分野でのヒト、
モノ、任務縮減等によって金額が算出されている。

(四) 金額の削減のみとどまらず、洋上防空・シーレーン防衛取

り止め措置により周辺国に「目に見える軍縮効果」をアピール
し、信頼醸成措置確立のための基盤を形成していくとするも
のである。

湾岸戦争支援に伴う防衛費の削減について

(参考)

一 削減額 一九九一（H3）年度より一〇〇一億円

二 削減推移

一九九一年度 一〇億円

九二年度 二四〇億円

九三年度 五九一億円

VI 防衛費削減にあたっての情勢認識

(一) 冷戦が終結し、四五五年におよんだ東西抗争に幕が下りた。国

際社会は「欧州連合」や「国連への期待」、「朝鮮半島非核化」に見られるように対立と分断を超えた新しい時代を開示つたり、日米安保体制にも転換が求められる。

(一) ソ連削減、東欧圏解体という衝撃的な事態進行の結果、既存国際システムの枠組みに大きな変化が生まれると同時に、東西的対立による軍事的脅威は大幅に低下した。

(二) アジア・太平洋地域にあっても、カンボジア和平の実現、朝鮮半島和解への歩みに見られるように、またフィリピン基地、カムラン湾基地からの米ソ両軍撤退が示す通り、冷戦構造の解体状況は明瞭である。

(四) このような状況下、新たな国際システムの創出が急がれるとともに、そこにおいては環境問題など人類共通の課題となつたテーマに対する、地球共同体の発想に立つた取り組みが望まれている。

(五) 日本の安全保障政策、防衛政策は、以上のような情勢認識と問題認識に基づいて立案され、かつ世界に向けて発信されなければならない。

九四年度 一六〇億円
十一月

一〇〇一亿円

十一月

廿期迄（一九九一～九四年度）の額
総額
一一一兆七千〇〇億円

*いふばざ、一九九一～九四年度おどる中蘇防衛調査など、僅かに経緯
一〇〇一億円の防衛費を削減するものじつかなこ。いふばざ、中

蘇防衛計画の大綱の既直しがゆいもの、冷戦後の軍縮、防衛
費の大綱削減は不可避ひな。

田面振備費 一兆一四〇〇億円
(蘇聯契約分) 二兆〇一〇〇億円

自衛隊の定員削減案

(単位: 百万円)

自衛隊	法定定員数	92年度充足率	92年度予算定員	党の予算実員	削減人数	自衛官の平均維持費／人	自衛官の維持費削減額
陸自	18万0,000	83.5 %	15万0,300	14万9,800	500	7,641千円	3,820 百万円
海自	4万6,085	92.5 %	4万3,031	4万2,722	309	10,853千円	3,354 百万円
空自	4万7,556	93.5 %	4万4,849	4万4,282	567	13,629千円	7,728 百万円
統幕	160		165	160	5	9,347千円	47 百万円
合計				1,381			14,949 百万円

*自衛官の維持費は全階級の平均額であり、削減対象によって変動する。統幕の自衛官の維持費は陸海空の自衛官平均維持費の平均値とした。

92年度防衛関係予算の削減案

(単位: 百万円)

項目	削減数量	92年度削減額	後年度負担削減額	削減総額	備考
【陸上自衛隊】					
新多連装ロケットシステム	9	0	17,986	17,986	新規装備であるため運用の再検討
90式戦車	20	0	21,825	21,825	地勢の特性から戦車の運用・費用対工科の再検討
90式戦車回収車	1	0	731	731	90式戦車の削減に対応
91式戦車橋	1	0	823	823	90式戦車の削減に対応
89式装甲戦闘車	6	0	3,723	3,723	90式戦車の削減に対応
88式地対艦誘導弾	8	0	11,925	11,925	洋上・水際打撃体制の再検討

【海上自衛隊】					
護衛官 (D D)	1	513	64, 526	65, 039	シーレン防衛体制見直し、耐用年数延長と能力の再検討
潜水艦 (S S)	1	75	44, 191	44, 266	耐用年数延長による新規調達への抑制
対潜哨戒機 (P - 3 C)	1	0	11, 724	11, 724	シーレン防衛体制見直しによる広域対潜哨戒能力の削減
対潜ヘリ (S H - 60 J)	7	183	35, 832	36, 015	シーレン防衛体制見直しによる対潜哨戒能力の削減
【航空自衛隊】					
要撃戦闘機 (F - 15)	7	100	72, 617	72, 717	過剰な要撃戦闘能力の削減
ペトリオット	0.25個	232	67, 524	67, 756	能力向上型防空ミサイルの導入再検討
F - 4 E J改修	+ 1 t/t	5	21	7, 540	過剰な要撃戦闘能力の削減
【防衛施設の整備】					
青森東北町・航空自衛隊弾薬庫		436	3, 553	3, 989	新規防衛施設の見直し
【研究開発】					
F S X		6, 437	69, 403	75, 750	地勢の特性から支援戦闘機の運用・費用効果の再検討
【導入検討】					
O T H レーダー		48	0	48	洋上防空体制の見直し
空中警戒管制機 (A W A C S)		8	0	8	洋上防空体制の見直し
【演習・訓練】					
リム・パック演習参加費		1, 383	0	1, 383	シーレン防衛構想の見直し
陸自ハイウェイ訓練費		200	0	200	訓練体制の見直し
【防衛施設】					
提供施設整備費		7, 900	46, 400	54, 300	思いやり予算の削減
削減額合計		17, 446	480, 323	497, 769	

(注) 削減額は平均単価をもとに算出した概数。F S X開発中止は共同開発の違約にもなう負担が必要は、億単位未満を四捨五入した概数。

一九九二・一一・一〇

自民党「小沢調査会」答申 に対するコメント

日本社会党政審会長

早川勝

「大國主義」意識に裏付けられた危険な提言 —

一、（提言の狙い）提言は、冷戦の終結という国際社会の構造的変化をとらえながらも、我田引水、特定の戦略目標をもつた提案となっているところに大きな危険性がある。すなわち、冷戦の終結によつて世界は、新しい秩序を構築する時代を迎えるが、現在、なお地域的な紛争が増える恐れがあり、安全保障上憂慮すべき状態だという認識を前提として「世界有数の経済大国」となった日本は、「政治大国」として国際社会の平和の維持と回復のために軍事的手段を含めた国際貢献をしなければならないという主張である。そのためには障害となる日本の平和憲法については新たな解釈を打ち出すことにより、自衛隊の海外派遣に道を開こうとするものである。

二、（危険な解釈改憲）提言は、わが国憲法の積極的な平和理念を理解せず、あるいは意図的にねじまけて、「一国的、消極的な平和主義」から、「消極的、能動的平和主義」への脱却が必要である事を声高に主張している。その上で、国際平和の維持、・「回復」という目的に沿つて、わが国が海外に武力行使しても、第九条に抵触しないと、新たな解釈を導き出しているが、これは従来の政府解釈をも変更し、PKO法案を正当化しようとするものに他ならない。しかし憲法は、国際紛争を解決する手段としての武力の行使を永久に

放棄し、国権の発動たる戦争以外の武力の行使等も日本がかつて侵略戦争を起こした反省から例外なく放棄している。したがつて、国際協力の仕方については、「非軍事協力」の枠組の中で積極的に行うべきであつて、提言は「解釈改憲」を企図するものといわざるをえない。

三、（国連協力のあり方）国連が眞に「平和を維持し、専制と隸従、圧迫と偏狭を地上から永遠に除去しようと努め」、「平和を愛する諸国民の公正と信義」を体現しようとすることに努力することをわが党は支持している。このため、国連の改組・改革・活動の充実について積極的な協力こそわが国の果たすべき重要な役割である。地域紛争などの平和への脅威が発生した場合も、国連が平和的解決、非軍事的解決のため、最後まであらゆる努力を重ね、当事者と加盟各国に対して自制と国連の努力への協力を促す。その過程では、経済制裁などの非軍事的措置がとられるだろうが、日本が全面的に協力するのは当然である。国連の活動についての協力は、行政上、民生上などの業務のための文民を派遣し、自衛隊・自衛官は派遣してはならない。わが国が非軍事的分野での最大の貢献国としての任務を全うすることが、憲法を政治に生かすことである。

四、（自衛隊について）自衛隊法三條に基づく自衛隊の任務も、国内にあって、国民を守ることにある。海外派遣が可能となるよう、提言が「法制面での積極的な整備」を主張していることには同意できない。世界的な軍縮が進行している中で、日本の自衛隊についても軍縮の視点を踏まえた編成と改革が求められており、軍事同盟としての安保条約から新たな日米関係を築くプロセスが求められている。

「提言」は、わが国の戦争責任と戦争による国民の過去の犠牲に対する自省の念が欠けており、わが党は平和憲法に基づき世界の平和と強調の促進に向け、軍縮と非軍縮・民生・文民による積極的な貢献を追求する。

一九九二・二・二八

談話

日本社会党環境部会長

岩垂寿喜男

一、中央公害対策審議会は二六日、『自動車から排出される窒素酸化物の排出量の抑制のための制度の基本的なあり方について』との環境庁長官からの諮問に対して、その通りであると答申した。その主な内容は——①自動車排気ガスを抑制する特定地域を指定し、②関係省庁が一体となって基本方針を定め、③特定地域内の自動車使用者に窒素酸化物排出量の少ない車種への転換を義務付け、基準に適合しないものに対しては車検証を交付しない——などとなっている。

そして環境庁は、この答申を基本にして今国会に法律案を提出し、

一九九二年度から施行したいとしている。

一、しかし、この答申は環境庁の当初案や、昨年十月に「窒素酸化物自動車排出総量抑制方策検討会」がまとめた最終報告から大きく後退した内容になっている。その問題点は、①大都市部への車両の流入など交通量規制、②自治体が事業者に排出量を割り当てたり、抑制計画を作らせる権限の欠落である。そして国が、直接行政指導することにしたため自治体に権限がなくなり、地域に精通している自治体が事業者に対してキメ細かい方策を探りにくい、などであり極めて不十分であると言わざるえない。

一、今回の答申が後退した要因はいくつもあるが、その大きな原因は、各省庁の権限の調整機能しか持ちえていない環境庁の脆弱さにほか

ならない。そこで調整機能ばかりでなく、事業所管の運輸省や通産省の行政指導にも大きく影響力を發揮できるよう、あらゆる面で環境政策の監督官庁としての行政機関へと権限を強化させるべきであると考える。

一、そして、先日の「国道四十三号訴訟＝騒音、排ガス差し止め請求」の大坂高裁判決で示された『排ガスに対する心理的負担＝生活妨害』を、今後の窒素酸化物などの排出対策における考え方のベースにすべきである。

一九九二・三・五

寒冷地福祉手当支給事業

促進法案要綱

第一 目的

この法律は、市町村が行う寒冷地福祉手当の支給に関する事業を促進するため、当該事業についての国の補助に関し必要な事項を定め、もって寒冷地における年金受給者の生活の安定及び福祉の向上に資することを目的とすること。

第二 国の補助

市町村が、寒冷地の年金受給者である住民に対し、その者の暖房費に係る経済的負担の軽減を図るため、寒冷地福祉手当を支給する事業を行う場合において、道県がその費用の一部を補助するときは、国は、道県に対し、当該補助に要する費用の三分の二を補助するものとすること。ただし、当該事業に要する費用の二分の一に相当する額を限度とすること。

第三二 寒冷地

寒冷地は、寒冷の度が甚だしい地域として政令で定める地域とす
ること。

第四 年金受給者

年金受給者は、国民年金法、被用者年金各法等による公的年金給付を受ける者（災害補償、遺族補償等を受けることができる）ことにより、公的年金給付が支給停止されている者を含む。）のうち次に掲げる者（生計を同じくする者によって扶養されている者、他の法令の規定により寒冷に係る給付を受けている者等を除く。）であつて、その所得が一定額以下であるものとすること。

（一）六十五歳以上である者

（二）国民年金法の障害等級（一級、二級）に該当する程度の障害

の状態にある者

（三）母子状態、準母子状態、遺児状態にある者

第五 極助の対象とする寒冷地福祉手当の額

国の補助の対象とする寒冷地福祉手当の額は、寒冷の度及びその者の扶養家族の数に応じて通常必要と認められる暖房費の三分の一に相当する額以内とすること。

第六 現物給付

国の補助は、寒冷地福祉手当支給事業を現物支給によって実施する場合についても、行うものとすること。

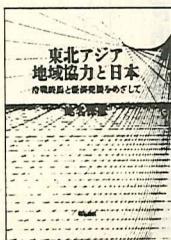
第七 施行期日

この法律は、公布の日から施行すること。

東北アジア 地域協力と日本

冷戦終焉と経済発展をめざして

蛭名保彦



A5判上製/183頁
定価3300円

東京都文京区本郷一十三四（定価はすべて税込み）
二〇三一三八一八六三五一 振替東京〇一四五〇五

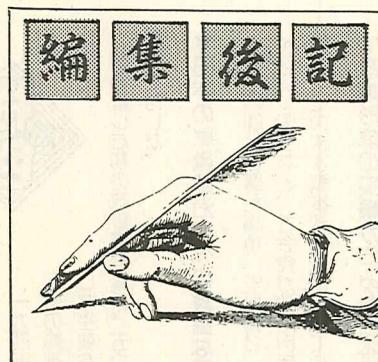
明石書店

〔主な内容〕	
第一部 東北アジア地域協力の意義と課題	なせ東北アジアか／東北アジア「地域統合」の意義／東北アジア「地域統合」の可能性
第二部 世界経済の再編成／東北アジア「地域統合」の課題	／東北アジア地域協力の課題
第三部 世界経済の再編成／東北アジア「地域統合」の課題	世界経済の再編成／東北アジア「地域統合」の課題
海外直接投資の効率化と問題点	世界経済の再編成／東北アジア「地域統合」の課題

冷戦体制が終わり、アメリカの経済的地位が低下する中、世界経済は大きな再編過程にある。最も成長力に富むと同時に冷戦構造のしこりをも残す東北アジア（韓国・北朝鮮・中国東北地域・シベリア等）の地域協力の重要性を説き明かす労作。

◆宮沢政権の基盤だけでなく今後の政局に大きな影響を及ぼすこと必至である注目の参議院宮城補選で社会・民社・社民連・進歩の各党推薦の連合候補の荻野氏が自民党公認を破り、奈良に統いて勝利した。国民の自民党長期支配政権とそのことから生じている汚れきった政界に対し、宮城県民は、国民の大多数の意思を代表し「ノー」の答を出したその意味は大きい。それにしても

この選挙にかけた自民党の組織ぐるみのすさまじい取り組みはかつてないものだという。三百人の国會議員を送り大企業の支店を中央が締めつけ、キメ細かく業界団体等に支援要請、そして最後には宮沢総理も応援に駆けつけたが、選挙民の「世直し選挙」とも言うべき良識の前に破れたのである。このことをどう反省するかと思ったら宮沢総理は「わが陣営は厳しい環境の中ですばらしい戦いをしてくれた。この勢いを必ず次の勝利につなげていきたい」と語ったと言うが、金まみれ日本列島とも言うべき現象を生み出した責任を担うべき政界の第一人者であり、かつ今国会でもリカルート疑惑追及の焦点ともなっている総理の弁は国民にどう映るだろうか。◆選舉



結果を受けて、国会はいよいよ政治改革に待つたなしの対応が迫られるのは当然であるが、その行方はどうなるか、海部前総理は「重大な決意で」という言葉を強調したまま、総辞職に追い込まれ、「本格政権」というふれこみで登場した宮沢内閣においても、これまで殆んど何らの前進を見ていない政治改革に「識者」の多くも「抜本的改革は到底無理だ」の認識に立っているようである。政治と金の結びつきをどう絶つかという問題よりも選挙制度論を全面に出し、より安定した自民党政権をもくろむ手法として政治改革を看板にするということがまかり通るようでは、国民の政治不信は極限に到達するであろうし、また、断じてそれを許してはならない。その意味でも党は、すでに他の野党と共にこれまで政治倫理法を提案するなどの努力をしてきたが今後なお一層具体的に、政治改革のための法体系の整備のために全力をあげて取り組まなければならない。◆夏の参院選は自民党政治を終わらせる決定的な意味がある。政治改革に因み、「共和」「佐川」問題の特集となつたが積極活用を期待！

政策資料編集委員会

委員長 早川 勝
編集委員 小野信一
元信 堯
佐藤三吾
河野道夫
浜谷 悅
早川幸彦
渡辺 博
佐藤敬治
菅野久光
原 野人

外口玉子
温井 寛
川那辺 博
佐間田勝美
石田好数
石田好
篠崎年子
川嶋篤
松前仰

会計監査
会計監査
河野道夫
浜谷 悅
早川幸彦
渡辺 博
佐藤敬治
菅野久光
原 野人

「政策資料」購読料のお知らせ

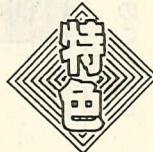
定価一部 300円
年間購読料 五一円

郵便振替 東京8-80821
又は
大和銀行 衆議院支店
普通 203888

日本社会党政策審議会

日本社会党政策審議会編

日本社会党政策資料集成



▼社会党の主要政策を網羅した政策資料集成

一九四五年の結党から一九九〇年
までの総選挙までの、社会党が提起
した主要な政策、法案を網羅四百数十
点を網羅した初の政策資料集成。五つの時代区分毎に整理し、
解説を付した。

▼日本の戦後政治史への貴重な資料集

片山内閣から講和論争、安保国会、沖縄国会、公害国会、反
イントレ国會など、社会党が政府自民党と対決した政策の資料
集は、そのまま戦後政治史にとっての貴重な資料集でもある。

▼政策形成の実績からみた日本社会党史

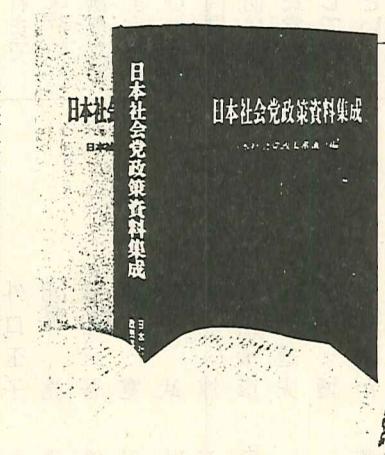
「何でも反対の党」といわれた社会党だが、労働、福祉、農業、
中小企業政策などて政策提起の先駆的役割をはたしてきた。本書は政策活動面からの社会党史である。

▼連合政権を展望する21世紀への問題提起

戦後政治の転換期を迎えた今日、消費税廃止法案、政治倫理
法案、土地基本法案等の四党共同提案や、土井提言をはじめ第
三回総選挙政策は、連合政権をめざし、新しい時代を切り開
くための問題提起である。

監修
多賀谷真穂 北山愛郎
堀昌雄 武藤山治
嶋崎譲

日本社会党政策資料集成



「日本社会党政策資料集成」目次

第一部 結党から再統一の時代
(一九四五年から一九五〇年代)

第二部 高度成長の時代
(一九六〇年代)

第三部 保・革伯仲時代
(一九七〇年代)

第四部 八十年代・連合の時代へ
(一九八〇年から一九八八年)

第五部 連合政権をめざして
(一九八九年から一九九〇年)

〈資料〉歴代委員長・書記長・政審会長一覧
(一九八九年から一九九〇年)

日本社会党政策審議会
政策資料係 TEL(03) 3581-5111 内3886
定価・28,000円(税込・送料別)
体裁・B5判 上製 化粧函入1400頁

POLICY AND LEGISLATION

SEISAKU SIRYŌ

April 1992

No. 307

Foreword ; SIMMORI Tatsuo, Vice-chairperson of the Policy Board

Special Issue I ; "Kyowa" and "Sagawa" Scandals

The Results and Subjects of the Impeachment of the "Kyowa"

Scandals

The Outline and Problem of the "Sagawa" Scandal

SDPJ's Proposal for the Prevention of the Political Corruption

Special Issue II ; The National Budget of 1992 Fiscal Year

SDPJ's Demands to Restructure the National Budget of 1992 Fiscal Year

The Opposition Parties' Demands to Revise the National Budget of 1992 Fiscal Year

LDP's Reply for the Opposition Parties' Demands to Revise the National Budget of 1992 Fiscal Year

Documents ;

Part-time Workers Bill Proposed by the Opposition Parties

The Various Documents Issued by the Shadow Cabinet

Others

政策資料 4月号

編集人 政策資料編集委員会

発行人 早川 勝

発行 日本社会党政策審議会

〒100 東京都千代田区永田町2-2-1

衆議院第一議員会館

電話 03(3581) 5111 内線3886~7

FAX 03(3502) 5857

定価300円 (送料51円)

PUBLISHED BY POLICY BOARD
THE SOCIAL DEMOCRATIC PARTY OF JAPAN

First Members Office Bldg., the House of Representatives
2-1, Nagata-cho 2-chome, Chiyoda-ku, Tokyo, Japan
Phone(03)3581-5111 Ext.3886~7 Fax(03)3502-5857